

## 事業者ニーズの把握について

1. 規制・行政手続コストの削減を進める上で、事業者のニーズを把握していくことが必要。

参考：日本再興戦略 2016（抜粋）

我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、「GDP600兆円経済」の実現に向けた事業者の生産性向上を徹底的に後押しするため、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進める新たな規制・制度改革手法を導入することとし、事業者目線で規制・行政手続コストの削減への取組を、目標を定めて計画的に実施する。

2. このため、以下の取組を実施したところ。

### (1) 団体等からヒアリング

- ・第3～5回部会において、経済団体、士業団体、政府関係機関、有識者の合計13団体等から意見を聴取。
- ・第6回部会において、結果を報告。負担感の類型別に意見を整理(計187事項)。

### (2) 事業者に対するアンケート調査

- ・11月に日本商工会議所、日本経済団体連合会、経済同友会と共同で、各団体の会員企業に対してアンケートを実施。約800社から回答。
- ・第7回部会において、負担感の類型別も含め、結果を報告。

### (3) 内閣府HPを活用した意見募集

- ・募集期間(11/16～12/15)において、事業者、団体、個人等から計105件の意見が提出。
- ・第7回部会において、結果を報告。負担感の類型別に意見を整理。

# 関係者からのヒアリング結果の整理 (事業者ニーズの把握関係)

## 【目次】

1. ヒアリングの実施	1
2. 聴取した意見の分析	2
3. 関係者からのヒアリング結果(未定稿)	4

内閣府 規制改革推進室  
2016年12月13日

## 1. ヒアリングの実施

- 規制・行政手続コストの削減を進める上で、事業者のニーズを把握していくことが必要であることから、行政手続部会第3回～第5回に、団体等からの意見聴取を実施。

- ① 経済団体(事業者(大企業、中小企業)を代表する立場から)
  - ・日本経済団体連合会(第4回)
  - ・経済同友会(第4回)
  - ・日本商工会議所(第5回)
  - ・全国商工会連合会(第5回)
  - ・全国中小企業団体中央会(第5回)
  - ・新経済連盟(第5回)
- ② 士業団体(事業者の手続を支援している立場から)
  - ・日本行政書士会連合会(第3回)
  - ・日本税理士会連合会(第3回)
  - ・全国社会保険労務士会連合会(第3回)
  - ・日本司法書士会連合会(第4回)
- ③ 政府関係機関(事業者の活動を政策的に支援している立場から)
  - ・日本貿易振興機構(第5回)
- ④ 有識者(事業者の活動を現場で支援している立場から)
  - ・ビズシード株式会社(第5回)
  - ・株式会社あきない総合研究所(第5回)

## 2. 聴取した意見の分析

- 各団体から聴取した意見は、計187事項（3.関係者からのヒアリング結果（未定稿）を参照）。

（注）各団体からの提出事項について、その内容を踏まえて分割又は統合を事務局において行っている。

○ 事務局において意見を事業段階別に整理したところ、以下のとおりであった。

- ① 事業開始時の手続 24 事項（事業の開始時に必要な手続等）
- ② 事業継続時の手続 152 事項（事業において必要であればその都度行う手続等）
- ③ 事業拡大時の手続 5 事項（一度行った手続の内容を拡大・変更する手続等）
- ④ 事業終了・承継時の手続 6 事項（事業の終了又は承継時に必要な手続等）

（注）分類は、上記の考え方で事務局で整理している。

○ 事務局において、意見を負担感の類型別に整理したところ、以下のとおりであった。

負担感の類型	意見数	ページ数
①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)	52	4
②同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)	7	10
③審査・判断基準が分かりにくい	1	11
④同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる	12	12
⑤要求根拠が不明の資料の提出を求められる	1	13
⑥同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出さなければならない	23	14
⑦手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)	21	17
⑧手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)	18	19
⑨手続に要する期間(処理期間)が長い	9	21
⑩申請を受理してもらえない	1	22
⑪申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない	2	23
⑫手続に関連する情報が入手しにくい	7	24
⑬手数料や保険料、税等の負担が大きい	8	25
⑭規制・制度により事業の機会を失っているもの	14	26
⑮書類の保管等の負担が大きい	3	28
⑯コスト削減の取組全般に関する意見等	8	29
計	187	

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

#### ①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
1	河川保全区域における行為の制限	土木工事を行う際に、断面図の提出が必ず求められる。断面図を作成するために現況測量が必要となる。測量費や図面作成にかかる費用が場合によっては工事規模を大きく上回ることもある。	②事業継続時の手続	日本行政書士会連合会
2	農振法における農用地除外申出の添付書類	除外申出の際に規模の妥当性を確認するため、資金計画書や収支計画書などの事業計画書、場合によっては残高証明書や融資予定証明書の提出を求められることがある。	②事業継続時の手続	日本行政書士会連合会
3	税務調査における事前通知の書面化	税務調査の事前通知は、財務省の事務運営指針において「電話等により」行うこととされており、電話で行われることが一般的だが、通知事項が多岐にわたることから、納税者及び税理士における聞き取り・メモ等の負担が大きい。	②事業継続時の手続	日本税理士会連合会
4	常態的な手続の負担 保険料率の改定時期の統一	社会保険に関連する手続は、事業継続に当たり、常態的に必要(人材採用時の保険適用、毎年の保険料率の算定、労働者の家族の異動、労働者の退職など)となっており、事業者の負担となっていることから、労働社会保険の保険料率の改定時期の統一による保険料算定の負担軽減が必要。	②事業継続時の手続	全国社会保険労務士会連合会
5	新たな業種への参入時における労働保険の保険料率の算定	業種によって労働保険の保険料率が異なるため、新たな業種に参入する際に事業主が適切な業種を選択し、正確な保険料の算定を行う作業が負担。	③事業拡大時の手続	全国社会保険労務士会連合会
6	廃業の届出の際の事実確認書類	廃業の届出の際、行政機関から実際に事業が終了していることを確認できる資料等を求められるなど、事実確認への対応が負担となっている。	④事業終了・承継時の手続	全国社会保険労務士会連合会
7	事業者の倒産による廃業時における労働社会保険手続の行政による職権処理等	事業者の倒産による廃業の場合、事業者が労働社会保険の手続を行わずに行方不明になってしまうケースもある。労働社会保険の手続が実施されないと、雇用保険等において労働者に不利益が生じることとなるため、廃業時に事業者が労働社会保険の手続を行わない場合には、行政による職権処理等の対応が必要。	④事業終了・承継時の手続	全国社会保険労務士会連合会
8	登記申請時における添付書面の簡素化(商業登記における「株主リスト」の様式)	(「株主リスト」は、一定の様式が定められているが、おそらく企業に株主リストと同様の内容を記載した既存の書類で代用することができないか)。	②事業継続時の手続	日本司法書士会連合会
9	中古住宅における物件取得前の住宅用家屋証明書の発行	(居住用であるのが明らかな売買契約書がある(売買契約が成立している)ものについては、事前に住宅用家屋証明書が発行されれば、当日の登記申請の負担が軽減する)。	②事業継続時の手続	日本司法書士会連合会
10	個別法に基づく許認可の書類負担軽減	提出書類の作成の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)。	①事業開始時の手続	経済同友会
11	製品の輸出入に関する規格・基準の調和推進	各国で規格・基準等が異なるため、市場ごとに製品のスペックを変える必要が生じ、上市までに半年超のリードタイムと各種認証(含:工場監査等)の取得・更新を要する。	②事業継続時の手続	経済同友会

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

#### ①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
12	生活用品、食品等に関する表示	義務づけられている表記が細か過ぎる。	②事業継続時の手続	経済同友会
13	調査・統計への協力(作業負担)	作業負担が大きい。	②事業継続時の手続	経済同友会
14	行政への入札・契約に関する手続(書類作成等の負担軽減)	事務作業や社外専門家への支払等、提出書類作成のための負担が大きい。	②事業継続時の手続	経済同友会
15	営業の許認可(書類作成の負担軽減)	事務作業や社外専門家への支払等、提出書類作成のための負担が大きい。	②事業継続時の手続	経済同友会
16	税務申告に必要な資料	申告に必要な資料が多い。また、提出資料一式を2~3セット揃える必要があるが削減できないか。	②事業継続時の手続	日本商工会議所
17	社会保険(雇用関係)の助成金に関する提出書類の簡素化	ある助成金では、従業員一人一人の教育計画や、効果確認のための報告書、評価シート等を提出しなければならないが、簡素化できるのではないか。	②事業継続時の手続	日本商工会議所
18	営業の許可・認可(建設業の営業許可)	建設業の営業許可申請書類(約30種類必要)を整理できないか。	①事業開始時の手続	日本商工会議所
19	営業の許可・認可(建設業の決算報告)	毎年、決算報告を建設業法に沿ったフォーマットで作成する必要があるが、確定申告等に添付する決算書類で代用できないか。	②事業継続時の手続	日本商工会議所
20	営業の許可・認可(個人飲食店の事業承継)	個人飲食店が生前に事業承継する場合、新規開業と同じ手続が必要。相続時と同じ簡易な手続にできないか。	④事業終了・承継時の手続	日本商工会議所
21	零細企業の労働保険・社会保険手続	従業員1名の零細企業においても労働保険・社会保険の保険料徴収手続を行うこととなっているが、小規模・零細であるほど経営者を含めて社内対応できる人材に欠け、外部委託を余儀なくされることによりコスト増要因となる。両保険手続の簡略化、統合等による負担軽減を強く要望する。	②事業継続時の手続	全国中小企業団体中央会

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

#### ①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
22	有機溶剤中毒予防規則における作業環境測定等の義務	自動車車体整備業(板金業)においては、有機溶剤を使用した塗装を行っており、有機溶剤中毒予防規則(以下、有機則という)が適用され、作業環境測定(6月以内ごとに1回)や特殊健康診断(6月以内ごとに1回)が義務化されている。 しかし、中小規模の事業所では、塗装作業が毎日発生しない場合が多く、また、1日当たりの作業時間が短時間の場合が多いが実情である。年間の塗装作業日数や1日当たりの塗装作業時間が少ないにもかかわらず、塗装専門の事業所と同様に作業環境測定や特殊健康診断が必要となるが、中小規模の事業所にとっては、費用負担が大きい。有機則には、適用除外があるが、その数値根拠は、作業時間1時間または1日当たりの消費量からの計算となっており、上記の状況に当てはまらないことから、年間の作業日数や作業時間に応じ、作業環境測定や特殊健康診断の回数を削減することができるよう緩和していただきたい。	②事業継続時の手続	全国中小企業団体中央会
23	建設業法における経営検査の報告等	建設業許可に係る報告事項又は経営審査に係る決算関係書類については、税別書類だけでなく、税込み書類でも可とすべきである。法人税を未払処理とするか、翌年度の費用計上とするかは企業毎によって違うので、当該企業の処理方法で申請可能とすべきである(決算書と違う数字を報告することとなり、手間がかかる)。	②事業継続時の手続	全国中小企業団体中央会
24	中小企業等協同組合法における定款変更認可	同法第51条第2項の規定に基づき、定款変更の認可は全て行政庁の認可事項となっているが、申請事務負担等の軽減という観点から、軽微なものから段階的に届出制に変更していただきたい。	③事業拡大時の手続	全国中小企業団体中央会
25	中小企業等協同組合における代表理事変更登記に係る書面	組合の代表理事変更登記は、理事会の議事録に全理事の個人実印と印鑑証明を要求されるが、手続が非常に煩雑であることから、変更する代表権者の個人実印と印鑑証明のみにして、手続を簡素化していただきたい。	③事業拡大時の手続	全国中小企業団体中央会
26	大規模小売店舗立地法に係る環境調査の届出等	騒音、交通、廃棄物等に係る調査が必要となるが、出店者が独自の調査、届出が行えるものではなく、専門業者等への外注が必要であり、共同店舗組合等にとっては、変更届等に係るコスト負担が増加している状況である。届出書に添付する資料も多岐に亘り煩雑であることから、調査方法、手続等を簡素化していただきたい。	②事業継続時の手続	全国中小企業団体中央会
27	公共工事申請の簡素化	公共工事における提出書類は非常に多く、この作成に膨大な作業時間を要するため、現場作業を終えて会社で長時間の残業といった状況にあり、若年労働者の入職・定着にも悪影響を与えている。IT化に伴う提出書類の簡素化を図っていただきたい。	②事業継続時の手続	全国中小企業団体中央会
28	営業の許可・認可(複合用途建物内における用途制限の緩和)	複合用途建物内における、用途制限(物販、飲食、業務(オフィス))をまたく用途の許可手続を簡素化してほしい(業務用途建物のエントランスで会社のグッズや飲食を販売するなど)。	②事業継続時の手続	新経済連盟

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

#### ①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
29	商業登記(会社設立登記・役員関連)	役員関連の登記が煩雑すぎるので(必要書面、印鑑等)手間の掛からない形で簡略化してほしい。	①事業開始時の手続	新経済連盟
30	商業登記(会社設立登記)の書類(海外の役員関連)	海外の役員関連の手続きを簡略化してほしい(特に添付書類)。	①事業開始時の手続	新経済連盟
31	国税・地方税の手続の期限の長期化	申告期限について、厳格な税制を創設し、多数の書類の作成が要請されているには申告書の提出期限が短すぎる。米国並み(9か月弱延長可能)の余裕を持った申告期限としてほしい。	②事業継続時の手続	新経済連盟
32	施設の安全の届出等(簡素化)	施設の安全の届出、保健所への届出、屋外広告関連の届出について簡素化してほしい。	②事業継続時の手続	新経済連盟
33	エネルギー利用状況の報告	エネルギー利用状況の報告など、そもそも負荷が高く、全体の把握ができていないのか疑問。地方自治体と中央省庁で1つにしてほしい。	②事業継続時の手続	新経済連盟
34	電子証明書の取得(再取得)	さらに、登記事項の変更があるとその都度、電子証明書の再取得が必要になる。	②事業継続時の手続	新経済連盟
35	事業設立の手続	社印作成、定款作成、認証、登記書類作成、開業届出等手続が多い。	①事業開始時の手続	日本貿易振興機構(JETRO)
36	サイン証明書の取得場所	日本に住所がない外国人の場合、印鑑証明の代わりにサイン証明書が必要だが、取得できる場所が本人の国籍国が日本(日本における領事)に限定されている。	①事業開始時の手続	日本貿易振興機構(JETRO)
37	納税に関する項目と所要時間	納税項目、所要時間が多い(納税項目:日本14項目、香港3項目/所要時間:日本175時間、ルクセンブルク55時間)。	②事業継続時の手続	日本貿易振興機構(JETRO)
38	税関の書類手続、税関検査	必要となる他法令の許認可も得ていて輸入上問題はなく、関税率も決まっているのにHSコードの分類の税関との協議に時間がかかり、輸入開始や通関手続きが遅延することがある。	②事業継続時の手続	日本貿易振興機構(JETRO)
39	会社登記における英文書類	添付書類の外国の登記簿謄本・宣誓供述書等の翻訳を、登記に必要な範囲に限定してもらいたい。	①事業開始時の手続	日本貿易振興機構(JETRO)
40	在留資格手続における英文書類	添付資料の、会社案内や事業計画書等が後刻和訳を求められることがあり、審査遅延の一因。	②事業継続時の手続	日本貿易振興機構(JETRO)
41	主要な貿易書類以外の英文書類	貿易書類以外の確認資料(例:HSコードの事前教示関係資料)は和訳が求められることがあり、輸出入者の大きな負担となっている。せめて英語のものはそのまま受理されれば効率化につながる。	②事業継続時の手続	日本貿易振興機構(JETRO)
42	通関に関する規制の硬直性	HSコードについて、他国では一つのシリーズの商品として申告し、全て同様の分類として認められているものでも、日本ではサイズによって別のHSコードを使用するように判断されることがある。様々な商品をセットにしたギフトも、海外では一つのHSコードでよいが、日本では商品ごとにHSコードを使用するように指導される。	②事業継続時の手続	日本貿易振興機構(JETRO)

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

#### ①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
43	国際規格変更時のJIS規格への反映の迅速化	JIS規格は国際規格(IEC)をベースに、日本独自のデビエーション(修正)が付加されている。国際規格の変更のJISへの反映を迅速に行ってもらいたい。日本独自のデビエーションを解消するか、内容を英語で明確にしてほしい。	②事業継続時の手続	日本貿易振興機構(JETRO)
44	輸出入における他法令手続の相互承認・制度の構築	輸出で13個、輸入で29個の法律(他法令)が関係し、これらの法令に規定する許認可、検査の終了、条件の具備等を税関で証明しなければ輸出入が許可されない。 日本は規制作りにおいて、成分や基準等で諸外国との互換性に乏しい。今後、輸出国当局で一旦許可がなされた製品に対して、日本でもそのまま適用される相互承認制度の構築が必要である。	②事業継続時の手続	日本貿易振興機構(JETRO)
45	食品の添加物及び酵素承認の不透明性	日本の食品の添加物及び酵素に関する認可制度は、承認されるまでの期間や必要とされる資料の予見性がなく、より迅速、かつ、より透明性を持つべきである。	②事業継続時の手続	日本貿易振興機構(JETRO)
46	住民票等の取得手続	個人の住民票・印鑑登録証明書の取得。	①事業開始時の手続	ビズシード株式会社
47	税務手続	税務署への届出。	①事業開始時の手続	ビズシード株式会社
48	社会保険等手続	社員雇用の際に社会保険、年金加入などを行うが、手続が煩雑。社労士に任せている。	②事業継続時の手続	ビズシード株式会社
49	補助金等申請に係る書類作成	補助金の申請も書くべき書類が多く、入金サイクルが1年後だったりする(融資の担保にはなる)。書類の作成、不備の補完や提出などの手間が膨大にかかる。	②事業継続時の手続	ビズシード株式会社

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

#### ①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
50	事業拡大時の本店移転、支店出店費用	ビズシードでは創業1年で拡大のため本社移転、創業1年半以内に、セブ・大阪・福岡に支店展開をした。 移転後1か月以内に届け出を出す必要があり、移転登記は司法書士に依頼し特に手間は感じなかった。ただし、中央区の銀座京橋エリアは保証金が高く、移転に伴う費用がかさむ中での登記費用の出費は軽減されると良いと思った。 支店の拡大や本店の移転は、外部から見ると拡大して景気が良いように見えるが、資本の蓄積が進んでいないベンチャーにおいては、実際は業容拡大とキャッシュフローが一致しない(投資 拡大 売上 入金)ため、内情としては意外に苦しいケースがある。海外支社設置は相応に手間はかかったが、JETROを情報収集で活用したほか、現地の弁護士(フィリピン)は費用が安いので良い弁護士が見つければリーズナブルに済む。但し、日本と比較して弁護士の品質にばらつきが激しく、1回弁護士を交代している。日本側の役所の対応での不都合は特に感じなかった。	③事業拡大時の手続	ビズシード株式会社
51	商標取得における助成金申請の書類作成	国際商標取得の際は、助成金を活用したが、手続き書類が多かった。	②事業継続時の手続	ビズシード株式会社
52	廃業手続	弊社自身ではないが、廃業の手続きが煩雑である。そのため休眠を選択するケースが多い。	④事業終了・承継時の手続	ビズシード株式会社

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

#### ②同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
53	在留資格認定証明書交付申請、 在留資格変更許可申請	本局では総頁数8ページの様式を求められるのに対して、同局出張所では総頁数18ページの様式を求められている。	②事業継続時の手続	日本行政書士会連合会
54	常態的な手続の負担 業務災害等の手続における様式の統一	社会保険に関連する手続は、事業継続に当たり、常態的に必要(人材採用時の保険適用、毎年の保険料率の算定、労働者の家族の異動、労働者の退職など)となっており、事業者の負担となっていることから、業務災害及び通勤災害において被災した労働者が提出する様式(受診機関ごと)の統一が必要。	②事業継続時の手続	全国社会保険労務士会連合会
55	個別法に基づく許認可の様式統一	同じ手続について自治体ごとに様式・書式が異なる。	①事業開始時の手続	経済同友会
56	行政への入札・契約に関する手続 (自治体ごとに異なる様式・書式等)	同じ手続について自治体ごとに様式・書式が異なったり、根拠不明の資料提出を求められる。	②事業継続時の手続	経済同友会
57	公共調達(入札参加資格書類)	入札参加資格書類が煩雑かつ自治体ごとにバラバラである。	②事業継続時の手続	日本商工会議所
58	都市計画等における地方自治体での 独自基準	地方の中小都市においては、都市計画等々の様々な手続において、国の規制を超える、強い規制が自治体独自の条例等において実施されている。 例1. (国)2/3以上の同意が必要(市)80%以上の同意が必要(多くの制度での実態) 例2. 国が廃止したアーケード設置基準(昭和30年代施行)が、そのまま適用されている。(既に時代に合っていない規制である。) 例3. 道路施行令において、幅3.5m以上の歩道がなければ、街路樹等の設置は出来ない。 例4. 無電柱化の1つの方法としての、軒下受電(建物上の変圧器)の実施(前例がないとのこと。) 例5. 都心居住促進用マンションに関する容積率の変更。(都市計画は収支ではない。)投資効率の向上なしに民間投資の増大はあり得ない。 地方分権とは言うものの、自治体は元の厳しい基準、または更に厳しい基準を設けて、民間の自由度を束縛している。	②事業継続時の手続	全国中小企業団体中央会
59	国税と地方税の届出の様式	国、地方が提供するフォームが別個に設定され、煩雑。	②事業継続時の手続	新経済連盟

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

#### ③審査・判断基準が分かりにくい

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
60	建設業法に定める業種	建物の仕上げ材のひび割れやそれを補修する工事を行っているが、建設業法に定める29業種にこうした仕上げ材のひび割れや浮きを補修する業種がない。 どの業種で認可を取ればよいのか、基準等がはっきりしないこのような事業がどの業種に属するのか、明確にいただきたい。	②事業継続時の手続	全国中小企業団体中央会

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

#### ④同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
61	特殊車両通行許可申請	同一諸元の車両を同一道路の通行許可で申請した場合、通行可の場合と不可の場合がある。また、通行の条件が異なる場合がある。	②事業継続時の手続	日本行政書士会連合会
62	農地法の審査基準・条件基準	農振法において農地法の転用手続きで求めている隣地の承諾について、確認書など書類の名称を変更して求めることにより負担となっている場合がある。また、農地区分が曖昧であり、判断に相違が生じる場合がある。	②事業継続時の手続	日本行政書士会連合会
63	建設業許可申請手続	審査基準が分かりにくく、都道府県及び各地方整備局ごとに審査基準が異なる。なお、地方整備局、都道府県の担当者によっては、場当たりの指示や、要求の根拠が不明確な場合が見受けられる。	①事業開始時の手続	日本行政書士会連合会
64	地方税分野におけるマイナンバーの統一的な取扱い	地方税分野における個人番号利用事務実施者は、地方公共団体の長となっていることから、地方公共団体ごとにマイナンバーの取扱いが異なる状況を招いており、実務上の混乱が生じている。については、地方公共団体におけるマイナンバーの取扱い(本人確認における告示等)が統一的なものとなるような仕組みを検討すべきである。	②事業継続時の手続	日本税理士会連合会
65	行政への入札・契約に関する手続(審査・判断基準)	同じ手続について窓口・担当者により審査・判断基準の異なるケースがある。	②事業継続時の手続	経済同友会
66	地位の承継(審査基準)	同じ手続について自治体・担当者ごとに求められる手続や審査・判断基準が異なる。	④事業終了・承継時の手続	経済同友会
67	水道工事申請の様式統一	各市町村水道局の指定給水装置工事業者の給水工事申請に当たっての書式の統一化を要望する。	②事業継続時の手続	全国中小企業団体中央会
68	営業の許可・認可(基準の明確化)	自治体ごとや所管の消防・警察ごとにより、基準が異なる。	②事業継続時の手続	新経済連盟
69	商業登記(運用の統一)	担当者によって言うことが違うなどが頻繁に発生するため、運用を統一してほしい。	①事業開始時の手続	新経済連盟
70	労務管理に関する手続書類	労働局、ハローワークに手続書類を提出する際、都道府県ごとに必要書類や見解が異なることがある。	②事業継続時の手続	新経済連盟
71	施設の安全の届出等(統一運用)	管轄・担当者によって見解が異なる場合があるため、統一的な運用をしてほしい。	②事業継続時の手続	新経済連盟
72	補助金の支給や返還	支給や返還に関する考え方が窓口となる行政によって異なっている。	②事業継続時の手続	新経済連盟

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

#### ⑤要求根拠が不明の資料の提出を求められる

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
73	登記申請時における添付書面の簡素化(固定資産税評価額の確認書類の原本提出)	(不動産登記の登録免許税は、固定資産税評価額を基に決定されているが、不動産登記申請時に固定資産税の評価額証明書の原本又はコピーの添付を求められることがある。しかし、この書類の添付については、法令等に定められていない)。	②事業継続時の手続	日本司法書士会連合会



### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

⑥同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口へ提出しなければならない

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
74	医療法人設立	設立登記は認可庁からの嘱託登記とするなど、国民の負担軽減につながる方策を検討すべき。	①事業開始時の手続	日本行政書士会連合会
75	特定非営利活動法人設立	設立登記は認証庁からの嘱託登記とするなど、国民の負担軽減につながる方策を検討すべき。	①事業開始時の手続	日本行政書士会連合会
76	事業開始届出	国税と地方税の事業開始届出の記載内容はほぼ同一である。記載内容を統一し同時提出ができるようにしたい。	①事業開始時の手続	日本税理士会連合会
77	e-TaxとeLTAXの窓口一本化	法定調書について、例えば源泉徴収票と給与支払報告書のように、ほぼ同じ事項が記載された書類を国税当局・地方税当局それぞれに提出しなければならず、煩雑。e-Tax とeLTAX の窓口を一本化することにより、一度の送信で情報連携が図られるようにすべき。	②事業継続時の手続	日本税理士会連合会
78	提出先及び添付書類の一元化の必要性	労働保険諸法令で事業者が義務付けられている「労働保険関係成立届」、「雇用保険適用事業所設置届」、「健康保険・厚生年金保険新規適用届」等については、①所管組織(労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所等)ごとに、一定の順序で提出しなければならない、②手続数分の証明書類の手配が必要となることから、手続を一元的に受け付け、各機関へ振り分けるような体制基盤の整備が必要。	①事業開始時の手続	全国社会保険労務士会連合会
79	常態的な手続の負担 提出先及び添付書類の一元化の必要性	社会保険に関連する手続は、事業継続に当たり、常態的に必要(人材採用時の保険適用、毎年の保険料率の算定、労働者の家族の異動、労働者の退職など)となっており、事業者の負担となっていることから、手続を一元的に受け付け、各機関へ振り分けるような体制基盤の整備が必要。	②事業継続時の手続	全国社会保険労務士会連合会
80	建設業における有期事業の一括	労働保険の適用に地域差が生じ、労働者の給付等に不利益が生じることを防ぐ観点から、建設業の有期事業における労働保険の一括申告については、地域要件(同一都道府県内又はその隣接都道府県内)の見直しが必要。	②事業継続時の手続	全国社会保険労務士会連合会
81	重複する社会保険の手続事務	行政・社会保険の手続をワンストップ化し、さらに情報提供ネットワークシステムとの連携により、重複申請の排除と添付書類の省略を実施すべき。	②事業継続時の手続	日本経済団体連合会
82	横串を通した改革にはITの活用が不可欠	わが国では、マイナンバー制度の導入により、行政機関間の情報連携を可能とする技術的基盤が構築されたところであり、積極的に有効活用すべき。	②事業継続時の手続	日本経済団体連合会
83	社会保険に関する手続(複数の窓口)	同様の書類(情報)を、複数の組織・窓口へ提出しなくてはならない。	①事業開始時の手続	経済同友会
84	営業の許認可(複数の窓口)	同様の書類(情報)を、複数の組織・窓口へ提出しなくてはならない。	②事業継続時の手続	経済同友会
85	税務申告のワンストップ化	国税と地方税の申告先をワンストップ化できないか。	②事業継続時の手続	日本商工会議所

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

⑥同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口へ提出しなければならない

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
86	社会保険に関する書類提出のワンストップ化	労働保険の保険関係成立届等を労基署に、雇用保険適用事業所設置届等をハローワークに、健康保険・厚生年金保険新規適用届等を年金事務所にと、3か所に提出しに行く必要があるがワンストップ化できないか。	②事業継続時の手続	日本商工会議所
87	補助金の記載内容の重複	「事業計画書」と「交付申請書」の記載内容が重複している部分があり、簡素化できないか。	②事業継続時の手続	日本商工会議所
88	補助金の状況報告義務	一部の補助金にある、補助事業終了後5年間、毎年の事業成果報告が負担。	②事業継続時の手続	日本商工会議所
89	マイナンバーの徹底活用	マイナンバーを活用して行政間で情報連携できれば、資料の取り寄せ等に係る手間や重複書類が不要になるため、マイナンバーの普及を図り、情報連携できる範囲を拡大すべき。	②事業継続時の手続	日本商工会議所
90	労働保険、社会保険手続きにおける複数窓口への提出及び記載内容の重複	①『保険関係成立届』を所轄の労働基準監督署に、 ②『雇用保険適用事業所設置届』を所轄の公共職業安定所に、 ③『健康保険・厚生年金保険新規適用届』を管轄の年金事務所に提出することとなり、それぞれの窓口に向いて届け出ることとなっているため、事業者にとって負担である。 また、『保険関係成立届』と『雇用保険適用事業所設置届』は、記載内容が重複しており二度手間になっている。	①事業開始時の手続	全国商工会連合会
91	税務手続きにおける複数窓口への届出及び記載内容の重複	【個人事業主の場合】 ①『個人事業の開業・廃業等届出書』を所轄税務署に、 ②『事業開始等申告書』を地方自治体の税務所に提出することとなり、それぞれの窓口に向いて届け出ることとなっていることに加え、記載内容も重複しているところが多く、手間がかかる。 【法人の場合】 『法人設立届出書』については、一部の自治体では国税と統一様式となっているが、依然として国税と地方税で異なる届出書になっているところもあり、手間がかかる。 また、届出先がそれぞれの窓口となっていることや、添付書類についても統一化されておらず、事業者にとって負担である。	①事業開始時の手続	全国商工会連合会
92	労働保険、社会保険手続きにおける複数窓口への届出	従業員を新規雇用した場合、 ①雇用保険の取得手続:『雇用保険被保険者資格取得届』は公共職業安定所に、 ②社会保険の取得手続:『健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届』は年金事務所に届け出ることとなり、従業員を1名雇うだけで、出先機関の違いにより二度手間となっている。	②事業継続時の手続	全国商工会連合会

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

#### ⑥同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に提出しなければならない

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
93	会社設立の際の手続・届出	会社設立時の定款認証、登記、税務、労働保険などの手続・届出などがそれぞれ必要。	①事業開始時の手続	新経済連盟
94	起業に優しい行政手続の徹底(ワンストップ化)	「開業ワンストップセンター」は国家戦略特区等で行われているが、全国でワンストップ化を進める。	①事業開始時の手続	新経済連盟
95	再徴求の禁止	国民や事業者がすでに提供した情報が最新である限り、情報の提供を再度求めないことを原則とする。	②事業継続時の手続	新経済連盟
96	法人関連情報のポータルサイトの導入拡大	現在政府が進めている法人関連情報のポータルサイトについて、導入行政機関(国・地方)および導入対象事務を拡大し、再徴求の禁止を目指すべき。	②事業継続時の手続	新経済連盟

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

#### ⑦手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
97	文化庁著作権登録制度	登録手続については、FAXや郵送での方法だけでは国民にとって負担となりうるため、電子申請も可能とすることで国民の利便性が向上する。	②事業継続時の手続	日本行政書士会連合会
98	地方税の納税	地方税は、国税のようなダイレクト納付制度等がないため、銀行等の窓口に行かなければならない。	②事業継続時の手続	日本税理士会連合会
99	登記申請の完全オンライン化の実現 全ての添付書面のPDFによる送付	登記のオンライン申請は、申請書の部分のみがオンライン化されており、必要な添付書面は書留で法務局に郵送しなければならないことから、登記原因証明情報を含む全ての添付書面のPDFで送付できるようにすることで、登記申請がオンラインのみで完結するようにすることが必要。	②事業継続時の手続	日本司法書士会連合会
100	行政一企業間手続の電子化義務	自治体から企業への地方税の特別徴収税額決定・変更通知の電子送付を義務化することで、事業者の事務作業の手間を省くべき。	②事業継続時の手続	日本経済団体連合会
101	個別法に基づく許認可のオンライン化推進	手続のオンライン化が不十分(組織によってはオンライン化されていない、添付書類を紙・CD等で別途提出することが必要等)。	①事業開始時の手続	経済同友会
102	社会保険に関する手続(オンライン化)	手続のオンライン化が不十分(組織によってはオンライン化されていない、添付書類を紙・CD等で別途提出することが必要等)。	①事業開始時の手続	経済同友会
103	調査・統計への協力(オンライン回答)	オンラインで回答できないものがある。	②事業継続時の手続	経済同友会
104	地位の承継(手続のオンライン化)	手続のオンライン化が不十分(自治体によっては、届出書類をダウンロードできなかったり、オンラインのみならず郵送での提出も認められなかったりする)。	④事業終了・承継時の手続	経済同友会
105	軽自動車の継続検査時における軽自動車税納付手続	軽自動車以外の自動車は、平成27年4月から県と国土交通省との間がオンライン化され、納期確認が出来るようになってきている。しかしながら、軽自動車は納期証明書の添付が必要であり、仮にユーザーが証明書を紛失した場合、市町村役場に行って再発行してもらわなければならない。軽自動車以外の自動車と同じようにオンライン化によって納期確認が出来るようにしていただきたい。	②事業継続時の手続	全国中小企業団体中央会
106	水道工事申請の電子申請	給水装置や宅内の配管は施主の持ち物なので、工事を行う場合、施主に代わって役所へ工事の申請を行い、申請が下りれば工事を行い、工事内容・使用材料・工事写真等を添付し竣工届を提出する。しかしながら、添付書類を含めその都度役所へ出向き、不足資料・質問等があれば持ち帰り、再度提出に訪れることになる。添付書類を含めて電子申請できるようにして頂きたい。	②事業継続時の手続	全国中小企業団体中央会
107	電子定款の認証	電子定款の利用について公証役場の認証手続がオンラインで完結しない。	①事業開始時の手続	新経済連盟
108	従業員の特別徴収手続の電子化	従業員の特別徴収にかかる手続について、給与報告書や金額通知等の電子化が認められていない。	②事業継続時の手続	新経済連盟

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

⑦ 手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
109	派遣・職業紹介の変更手続	派遣、職業紹介の変更手続では、現在は書面にて、訪問もしくは郵送対応になっており、オンライン申請ができない。	③事業拡大時の手続	新経済連盟
110	施設の安全の届出等(電子化)	施設の安全の届出、保健所への届出、屋外広告関連の届出について電子化してほしい。	②事業継続時の手続	新経済連盟
111	電子証明書の取得(手続の完全オンライン化)	法人が行政のオンライン手続を利用するには電子証明書の取得が必要になるが、発行申請から取得までの手続もオンライン上で完結されない(本人確認手続のために出向くなど)。	②事業継続時の手続	新経済連盟
112	e-Taxの添付書類の電子化	e-Taxで、添付書類が電子データで提出できるものが限定されている。	②事業継続時の手続	新経済連盟
113	オンライン完結型行政手続の実現	行政手続における一部郵送などをやめ、プロセス全体をオンライン化する。	②事業継続時の手続	新経済連盟
114	起業に優しい行政手続の徹底(オンライン化)	「開業ワンストップセンター」は国家戦略特区等で行われているが、それをオンライン化する。	①事業開始時の手続	新経済連盟
115	法人関連情報API群の開放	法務局の電子証明書のオンライン完結取得/起業支援の観点からの更新、取得費用の検討 or 法人認証を可能にする方法の検討。	②事業継続時の手続	新経済連盟
116	在留資格手続に係る電子申請	在留資格の認定取得や更新手続がオンライン化されておらず、窓口に向いて申請手続をしなければならない。申請から認定までに時間がかかる。	②事業継続時の手続	日本貿易振興機構(JETRO)
117	輸出入の他法令許認可申請から取得までのオンライン化、NACCSへの統合	薬事などの許認可申請や取得がオンライン化されていなかったり、NACCSに統合されていないものがある。	②事業継続時の手続	日本貿易振興機構(JETRO)

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

⑧ 手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
118	電子申請の利便性の向上	最近ではインターネット登記情報提供サービスで事務所にいながらこれらを確認できるようになったが、夜間や休日にはサービスが提供されない。	②事業継続時の手続	日本行政書士会連合会
119	電子申請の利便性の向上	登記事項証明書等のオンライン請求について、オンラインで請求するくらいなら直接法務局に出向いたほうが早いという状況は改善すべき。利用者自身によるプリントアウト、コンビニ交付、電子データでの交付など、利便性を高める交付方法に関し、更なる検討が必要。行政書士法の順守についても配慮する必要がある。	②事業継続時の手続	日本行政書士会連合会
120	eLTAX 電子申請登記供託オンラインシステム	IE以外のブラウザでの手続きが行えない、あるいは行えないページがある。	②事業継続時の手続	日本税理士会連合会
121	ダイレクト納付の利便性向上	滞納防止・徴税コスト削減のため、ダイレクト納付の普及を推進する必要がある。そのためには、例えば、①振込元を複数登録し、納税の都度選択できるようにする。②引落日の指定がある場合に、当日残高不足だったときは、直後の入金により対処できるように、同日中に再度引落日指図を行う等の対応を行う。のような利便性向上を図るべきである。	②事業継続時の手続	日本税理士会連合会
122	電子申請のメリット確保	受付窓口の事務処理において、電子申請よりも紙による申請の方が優先されている実態があることから、①マイナンバーカードを活用した認証プラットフォームの構築による電子申請の利便性の向上(紙による申請にはない電子申請のメリットを作り出すこと)に加え、②窓口の事務処理体制の改善により、紙での申請より電子申請を優先する仕組みの構築が必要。	②事業継続時の手続	全国社会保険労務士会連合会
123	登記申請の完全オンライン化の実現 複数の登記申請に係る登録免許税の一括納付	登記のオンライン申請においては、1件1件の申請毎に納付手続をしなければならない、すなわち、(申請画面から「納付」ボタンを押すと、銀行のページに繋がる画面遷移になっているため、)1件ごとに納付した後、次の申請を行うために再度ログインしなおさなければならないことから、複数の登記申請について、登録免許税を一括で納付できるようにすることが必要。	②事業継続時の手続	日本司法書士会連合会
124	登記申請の完全オンライン化の実現 登録免許税のペイジー以外の方法による電子的決済	(登録免許税の納付には、ペイジーが活用されているが、ペイジーでは、一般的に、インターネットバンキングにアクセスした上で、支払いに使う番号(収納機関番号等)の入力が必要であることから、)例えば、クレジットカード決済のように、番号を入力するだけで口座から引き落とされるような仕組みにするなど、決済の手続をより簡便なものとしてほしい。	②事業継続時の手続	日本司法書士会連合会
125	住民税の納付手続	住民税の納付手続に関し、Pay-easyに対応していない自治体が多いため、金融機関窓口に出向く必要があり、非効率。	②事業継続時の手続	経済同友会
126	電子申告システムの一本化	e-Tax(国税)とeLTAX(地方税)がそれぞれ別システムで不便。一本化できないか。また、eLTAXを始める際、自治体を複数選択することができない。	②事業継続時の手続	日本商工会議所



### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

#### ⑩申請を受理してもらえない

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
145	特殊車両通行許可申請	電子申請での軽微な不備が差し戻しとなることがある。補正を求めるのか、差し戻しなのかは基準があるべき。多数の路線の中の1路線が通行不可で迂回指示等の場合、差し戻しすることは行政手続上問題。	②事業継続時の手続	日本行政書士会連合会

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

#### ⑪申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
146	建設業許可申請手続	許可申請書受理から許可日又は、審査終了日までの期間が事前に示されていない。	①事業開始時の手続	日本行政書士会連合会
147	個別法に基づく許認可の進捗状況の明確化	申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない。	①事業開始時の手続	経済同友会

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

#### ⑫手続に関連する情報が入手しにくい

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
148	公共測量の成果	公共測量の成果(官民境界)について、実施した部署のみが保管しており、他部署にてその成果を利用することができない場合がある。道路拡幅により自己の所有地を提供したにもかかわらず再度多額の測量費を負担することになっている。	②事業継続時の手続	日本行政書士会連合会
149	文化庁著作権登録制度	インターネットを利用した著作物の題号、著作者、登録の目的、申請者、著作権者等、様々な項目で検索可能な検索サービスの提供が求められる。現状の検索項目だけでは不十分で利便性に欠ける。	②事業継続時の手続	日本行政書士会連合会
150	海外派遣労働者の特別加入	未加入により労働者に不利益が生じることを防ぐ観点から、海外に労働者を派遣する際に必要な労災保険の特別加入の手続の簡便化及び制度の周知が必要。	②事業継続時の手続	全国社会保険労務士会連合会
151	社会保険(雇用関係)の助成金の整理	利用できる助成金の種類が多くどれが利用可能かわかりづらい。整理できないか。	②事業継続時の手続	日本商工会議所
152	公共調達(行政機関からの呼び出し)	入札～落札後に至るまで何度も呼び出される。	②事業継続時の手続	日本商工会議所
153	税務(国税と地方税)の届出提出)	現状、国・地方合わせて複数種類の届出書が求められているが、どの届出をいつまでに行えば良いのか分かりにくい。	②事業継続時の手続	新経済連盟
154	関連法令の周知	手続に関する法令が変わった際のアナウンスを国・地方が連携してもっと様々な場面で行ってほしい。商業登記法や会社法の改正内容を法務省HPの隅に載せていても気がつかない。	②事業継続時の手続	新経済連盟

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

#### ⑬手数料や保険料、税等の負担が大きい

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
155	文化庁著作権登録制度	申請費用や謄本交付費用の引き下げなどが必要である。	②事業継続時の手続	日本行政書士会連合会
156	保険料負担の公平性の確保	平成28年4月から健康保険・船員保険の標準報酬月額の上限が改定されるとともに、累計標準賞与額の上限が変更されたところである。国の社会保障財源が不足するなか、公平性を確保する観点から、標準報酬月額の上限を撤廃し、高額所得者に関しては、その所得に応じた保険料を徴収する一方で、保険給付の際には一定の制限を設けることにより、将来の社会保障に向けた安定的な財源を確保することができると考える。	②事業継続時の手続	全国社会保険労務士会連合会
157	登録免許税の負担軽減	(不動産の相続登記が行われない案件があることは問題であり、不動産の相続登記時に登録免許税を減免する制度の導入により、相続登記を促進(相続登記未了不動産を減少)することが必要)。	②事業継続時の手続	日本司法書士会連合会
158	電気用品安全法における検査対象とその費用負担	海外からの輸入に際し、電気用品安全法(PSE)の検査が必要であるが、単価の安いLEDランプ等にまで高額な検査費用が必要なため、輸入・販売等を新たに始めようとする新規事業者の参入を結果的に阻害している。検査費用の引き下げを要望する。	②事業継続時の手続	全国中小企業団体中央会
159	不動産登記(登記情報閲覧)	登記情報閲覧の手続を簡素化・無料化してほしい。	②事業継続時の手続	新経済連盟
160	電子証明書の取得(手数料)	電子証明書の発行には手数料がかかる。	②事業継続時の手続	新経済連盟
161	高い港湾・空港料金	港では、入港料、岸壁使用料、係船浮標使用料、荷役機械使用料、とん税、特別とん税、水先料、通船料金、綱取放料金、曳船料金等、空港でも、着陸料、停留料、施設使用料等が発生する。港湾は常に混雑しており、航空機の運行時間には制限がある。	②事業継続時の手続	日本貿易振興機構(JETRO)
162	住民税の請求時期	手続ではないが、個人の住民税が翌年に請求が来るが創業直後の無収入時期に、給与が高い時期の納税が負担。給与・納税が高い⇒能力が高い⇒成功確率が高い人を起業にチャレンジしやすくするべき。	②事業継続時の手続	ビズシード株式会社

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

#### ⑭規制・制度により事業の機会を失っているもの

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
163	運送業許可開発許可	市街化調整区域内の事務所でも開発許可が得られるようにする等、運送業の許可取得を容易にできるような方策を検討する必要がある。	②事業継続時の手続	日本行政書士会連合会
164	文化庁著作権登録制度	プログラム著作物登録における創作年月日登録のように、「著作物そのもの」の登録ができるように法改正すべきと考える。登録制度がないために、公表年月日登録といった方法で代替申請する負担が強いられている。	②事業継続時の手続	日本行政書士会連合会
165	文化庁著作権登録制度	ライセンス契約における対抗要件付与のための著作物利用権設定登録制度もライセンス保護のために必要である。	②事業継続時の手続	日本行政書士会連合会
166	住民票及び戸籍附票の除票の保存年限の延長	(相続登記の手続では、相続人調査を必要とすることがあるが、現状、住民票及び戸籍附票の除票の保存年限は5年程度であるため、過去に遡って調査をすることが困難である)。	②事業継続時の手続	日本司法書士会連合会
167	市街化調整区域における営業所等の認可	現在、貨物自動車運送事業者が市街化調整区域に、営業所や休憩睡眠施設(以下「営業所等」という。)を設置することは、法的に認められていない。車庫は市街化調整区域に設置することが認められているため、数多くの事業者が地価の低い市街化調整区域に車庫を設け、そこから離れた市街化区域に営業所等を設置している。本来であれば営業所等と車庫は隣接していることが、適正な運送事業を遂行する上で望ましい。営業所等と車庫が離れていることは運送事業者にとって不合理であるばかりでなく、点呼の未実施など法令違反につながる。一方で、特別積み合わせ事業者には市街化調整区域に営業所等の設置が認められており、同じ貨物自動車運送事業者であるのに、著しく不公平である。よって、特別積み合わせ事業者以外の貨物自動車運送事業者にも、市街化調整区域への営業所等の設置を認めていただきたい。	①事業開始時の手続	全国中小企業団体中央会
168	第二種免許取得要件の緩和	タクシー乗務員の高齢化・人手不足が深刻となっていることから、第二種免許取得要件(現行:第一種免許取得から3年経過、年齢21歳以上)の緩和を要望する。	①事業開始時の手続	全国中小企業団体中央会
169	官公需の管轄内発注	官公需発注における国等の機関は、(管轄内という一括発注ではなく)各都道府県エリアの出先機関毎に発注できるよう改めていただきたい。	②事業継続時の手続	全国中小企業団体中央会
170	日本における非居住者の銀行開設	外国法人や日本に居住していない代表者が、資本金払込のために必要な日本国内の銀行口座の開設が困難。	①事業開始時の手続	日本貿易振興機構(JETRO)
171	輸入割当・関税割当	輸入割当は水産物とモンリオール議定書附属書に定めるオゾン層破壊物質等のみである一方、関税割当については、農産品を中心に依然多くの品目が残り、加えて経済連携協定ごとの関税割当制度もあり複雑かつ煩雑。	②事業継続時の手続	日本貿易振興機構(JETRO)

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

#### ⑭規制・制度により事業の機会を失っているもの

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
172	在留資格手続に関する規則の硬直性	帯同者に関する在留資格の要件が厳しいため、外国人材を日本に呼び込みにくい。(例:配偶者の就労が週28時間以内に制限。メイド、ベビーシッターのビザ取得ができない)。	②事業継続時の手続	日本貿易振興機構(JETRO)
173	建設業許可に関する規則の硬直性	役員のうち最低1名が、許可を受けようとしている建設業に関し、5年以上経営業務の管理責任者としての経験を有することが求められており、人事配置上、大きな制約となっている。	①事業開始時の手続	日本貿易振興機構(JETRO)
174	入国管理行政に関する規制の硬直性	現行の入管法・行政では、現地拠点の有無にかかわらず、日本のサービス産業企業が現地スタッフ用に新たに自社でビザを取り、日本の店舗で雇用または研修させるのが困難な状況。	②事業継続時の手続	日本貿易振興機構(JETRO)
175	Back-to-Back原産地証明発行機関の不在	日本ではEPAに基づく特定原産地証明書を発給するのは日本商工会議所だが、日本において貨物に対して何ら加工がなされず、当初の輸出締約国で得た原産資格が何ら変更していないことを確認することが実務上困難であることを理由に、Back-to-Back原産地証明書を発給していない。このため日本ではBack-to-Back原産地証明書の発給機関が不在となっている。	②事業継続時の手続	日本貿易振興機構(JETRO)
176	個人事業主の創業手続	創業手続として、税務署に提出する開業届をなくし、納税開始届などの名称に変更。新たな起業登録制度を創設すべき。	①事業開始時の手続	株式会社あきない総合研究所

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

#### ⑮書類の保管等の負担が大きい

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
177	国税関係書類のスキャナ保存	適時性や改ざんの検証のためにスキャナ等によって保存されたデータにはタイムスタンプを付すことになっているが、コストがかかり過ぎるためタイムスタンプ以外に電子署名による認証を認めて欲しい。	②事業継続時の手続	日本税理士会連合会
178	補助金の書類の保管義務	補助事業終了後、実績報告書の5年間保存義務が負担。	②事業継続時の手続	日本商工会議所
179	税務申告関連書類の電子化	税務申告や税務調査の電子化を進めるためには、スキャナ保存制度の活用やデジタルレシートの普及が必要。	②事業継続時の手続	新経済連盟

### 3.関係者からのヒアリング結果【未定稿】

#### ⑯コスト削減の取組全般に関する意見等

No.	事項名	意見の内容	事業段階	団体名
180	規制・行政手続負担軽減(コスト削減に向けた)視点全般	行政手続のプロセスに共通する事業者目線での問題意識や課題を抽出し、横串を通して解決を図る施策を講じる必要性。	②事業継続時の手続	日本経済団体連合会
181	規制・行政手続負担軽減のあり方	コスト削減の数値目標を設定する際には、事業者側のコストが下がること、事業者側が負担軽減を実感できる成果を目指すべき。	②事業継続時の手続	日本経済団体連合会
182	規制・行政手続負担軽減の重点分野	事業者側は「税・社会保障」の手続の簡素化に特に期待。マイナンバー制度の活用拡大による生産性向上の恩恵を受ける事業者は多い。	②事業継続時の手続	日本経済団体連合会
183	事業者目線での規制・行政手続の簡素化・標準化・透明化	分野を問わず取り組み、申請する事業者側と国・自治体側の双方の負担を軽減。	②事業継続時の手続	日本経済団体連合会
184	事業者目線での規制・行政手続の簡素化・標準化・透明化	既存の行政手続自体の見直しを含めた業務改革(BPR)を行い、国民・事業者への透明性確保や負担軽減の視点が不可欠。	②事業継続時の手続	日本経済団体連合会
185	横串を通じた改革にはITの活用が不可欠	国・地方を通じた行政手続すべてを対象とした横串を通ず改革につなげる視点が必要。	②事業継続時の手続	日本経済団体連合会
186	横串を通じた改革にはITの活用が不可欠	具体的には、例えば次の原則を法的な基本原則に位置づけることを、行政手続部会の検討対象とすべき。 ①電子化文書の前提 ②行政へ出向かず申請可能な環境整備 ③電子署名による電子文書送受信の原則 ④行政情報の共同利用の原則 ⑤G to C、G to Bのプッシュ型情報提供の原則(申請主義から情報提供型への転換) ⑥行政組織のデータ共有・利活用の原則 ⑦重複投資禁止と標準化促進 ⑧成果の評価と公開の義務化	②事業継続時の手続	日本経済団体連合会
187	行政手続改革の分かりやすいKPIの設定	政府としてKPIを設定し、全省庁に達成を求める仕組みを構築。「世界で一番企業が活躍しやすい国」という観点からの、行政手続改革の分かりやすいKPIを設定すべき。	②事業継続時の手続	新経済連盟



(注1) 事業段階については、ヒアリング資料に明記されていないものも含めて、以下のいずれかに分類されるよう、事務局で整理

- ① 事業開始時の手続(事業開始時に必要な手続等)
- ② 事業継続時の手続(事業において必要であればその都度行う手続等)
- ③ 事業拡大時の手続(一度行った手続の内容を拡大・変更する手続等)
- ④ 事業終了・承継時の手続(事業の終了又は承継時に必要な手続等)

(注2) 事項名については、ヒアリング資料から転記

(注3) 意見の内容については、ヒアリング資料を事務局で要約(事務局で大幅に加筆したものは、かっこ付で表記)

(注4) 負担感の類型については、以下のいずれかに分類されるよう、事務局で整理。

- ① 提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)
- ② 同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)
- ③ 審査・判断基準が分かりにくい
- ④ 同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる
- ⑤ 要求根拠が不明の資料の提出を求められる
- ⑥ 同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出す必要がある
- ⑦ 手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)
- ⑧ 手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)
- ⑨ 手続に要する期間(処理期間)が長い
- ⑩ 申請を受理してもらえない
- ⑪ 申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない
- ⑫ 手続に関連する情報が入手しにくい
- ⑬ 手数料や保険料、税等の負担が大きい
- ⑭ 規制・制度により事業の機会を失っているもの
- ⑮ 書類の保管等の負担が大きい
- ⑯ コスト削減の取組全般に関する意見等

# 事業者に対するアンケート調査の 結果の取りまとめ

平成29年1月19日  
規制改革推進室

## 目次

I. 調査概要	2
II. 調査結果	
1. 全体集計	3
内訳詳細	5
2. 事業段階別の集計	
(1) 事業開始時	
① 負担を感じている手続	7
② 手続別の負担感	8
(2) 事業継続・拡大時	
① 負担を感じている手続	9
② 手続別の負担感	10
(3) 事業終了・承継時	
① 負担を感じている手続	12
② 手続別の負担感	13
参考 団体別の調査結果	
1. 事業開始時	
① 負担を感じている手続	15
② 手続別の負担感	16
2. 事業継続・拡大時	
① 負担を感じている手続	19
② 手続別の負担感	20
3. 事業終了・承継時	
① 負担を感じている手続	23
② 手続別の負担感	24

## I. 調査概要

### 〔調査名〕

○事業者の規制・行政手続簡素化に関する調査

### 〔調査目的〕

○事業者が日々の事業活動の中で、「どのような手続に」「どのような負担感を感じているのか」の把握。

### 〔調査対象・回答数〕

○日本商工会議所（日商）、日本経済団体連合会（経団連）、経済同友会（同友会）の加盟企業を対象に調査を実施。  
団体別には以下、3団体合計で818の回答を得た。

※合計数は日本経済団体連合会、経済同友会の両団体に加盟し、両団体に回答した者の重複を除いた数。

調査団体	調査対象数	有効回答数
日商	3,000	455
経団連	1,529	289
同友会	982	173

### 〔調査実施期間〕

○2016年11月

### 〔回答事業者の業種〕

	製造業	建設業	卸売業	運輸業	不動産業	その他サービス業	小売業	その他
3団体合計	24.0%	14.4%	9.8%	8.3%	7.5%	7.2%	5.7%	23.1%
日商	13.8%	20.7%	14.1%	8.1%	10.8%	6.8%	7.0%	18.7%
経団連	43.3%	7.6%	4.5%	4.8%	2.4%	6.9%	4.2%	26.3%
同友会	26.6%	4.6%	4.0%	13.9%	5.8%	8.7%	2.9%	33.5%

### 〔回答事業者の企業規模〕

	100人以下	101人～200人	201人～300人	300人超	不明
3団体合計	48.8%	9.2%	3.8%	38.1%	0.1%
日商	79.8%	11.4%	3.5%	5.3%	0.0%
経団連	4.2%	4.5%	3.1%	87.9%	0.3%
同友会	13.9%	6.9%	4.0%	75.1%	0.0%

2

## II. 調査結果 1. 全体集計

### 負担感上位10手続（3団体の調査結果の合計）

手続（分野（案））	合計			日商		経団連		同友会		（参考）
	回答数	回答総数に占める割合（%）	累積%（%）	回答数	順位	回答数	順位	回答数	順位	
1 営業の許可・認可に係る手続	574	11.2	11.2	341	1	202	4	109	4	各省庁に共通する手続
2 社会保険に関する手続	535	10.4	21.7	268	3	213	2	134	1	個別分野の手続
3 国税	473	9.2	30.9	227	4	206	3	123	3	個別分野の手続
4 地方税	461	9.0	39.9	201	5	217	1	130	2	個別分野の手続
5 補助金の手続	398	7.8	47.7	273	2	109	8	61	10	各省庁に共通する手続
6 調査・統計に対する協力	349	6.8	54.5	182	6	138	5	75	7	各省庁に共通する手続
7 従業員の納税に係る事務	322	6.3	60.8	151	8	135	6	86	5	個別分野の手続
8 従業員の労務管理に関する手続	287	5.6	66.4	157	7	96	9	78	6	個別分野の手続
9 商業登記等	285	5.6	71.9	146	9	111	7	65	9	個別分野の手続
10 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行	188	3.7	75.6	69	11	94	10	72	8	個別分野の手続

- （注）
- 「合計」は、経団連と同友会の重複回答を排除し、3団体の調査結果を合計したもの。
  - 「回答総数に占める割合」は、手続に負担感を感じたという回答の総数に占める、個別手続の割合
  - 累積%は、（2）の%を上位から足していったものの累積値。
  - 手続（分野（案））は、資料2「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」についての考え方（たたき台）（案）」による。

3

負担感 1 1 位以下の手続

手続（分野（案））	合計			日商		経団連		同友会		（参考）
	回答数	回答総数に占める割合（%）	累積%	回答数	順位	回答数	順位	回答数	順位	
11 行政への入札・契約に関する手続	145	2.8	78.4	81	10	57	12	32	12	各省庁に共通する手続
12 施設の安全（消防等）に関する手続	129	2.5	81.0	43	14	79	11	33	11	個別分野の手続
13 建物に関する手続	113	2.2	83.2	57	12	51	14	22	16	個別分野の手続
14 個別品目の輸出・輸入の許可等に関する手続	87	1.7	84.9	24	20	53	13	27	14	個別分野の手続
15 知的財産権の出願・審査に関する手続	87	1.7	86.6	40	15	41	18	24	15	個別分野の手続
16 土地利用に関する手続	82	1.6	88.2	34	17	45	16	22	16	個別分野の手続
17 不動産登記	76	1.5	89.7	47	13	22	22	11	24	個別分野の手続
18 道路、河川等の利用に関する手続	70	1.4	91.0	38	16	28	20	21	19	個別分野の手続
19 環境保全に関する手続	67	1.3	92.3	16	21	48	15	28	13	個別分野の手続
20 税関に対する手続	66	1.3	93.6	25	19	32	19	21	19	個別分野の手続
21 化学品等の安全管理に関する手続	60	1.2	94.8	15	23	43	17	22	16	個別分野の手続
22 株式や事業用資産の承継に関する手続（事業承継時）	46	0.9	95.7	33	18	11	26	4	27	個別分野の手続
23 産業保安に関する手続	44	0.9	96.5	12	24	28	20	12	22	個別分野の手続
24 港湾における手続	29	0.6	97.1	7	25	12	24	15	21	個別分野の手続
25 生活用品、食品等の安全・表示に関する手続	28	0.5	97.7	16	21	11	26	6	26	個別分野の手続
26 その他事業に必要な事項の許可・認可に係る手続	22	0.4	98.1	5	27	12	24	12	22	各省庁に共通する手続
27 生活環境に関する手続	21	0.4	98.5	7	25	14	23	8	25	個別分野の手続
28 その他	77	1.5	100.0	11	28	57	12	42	28	その他

II. 調査結果 1. 全体集計（内訳詳細）

負担感上位 10 手続（3 団体の調査結果の合計）

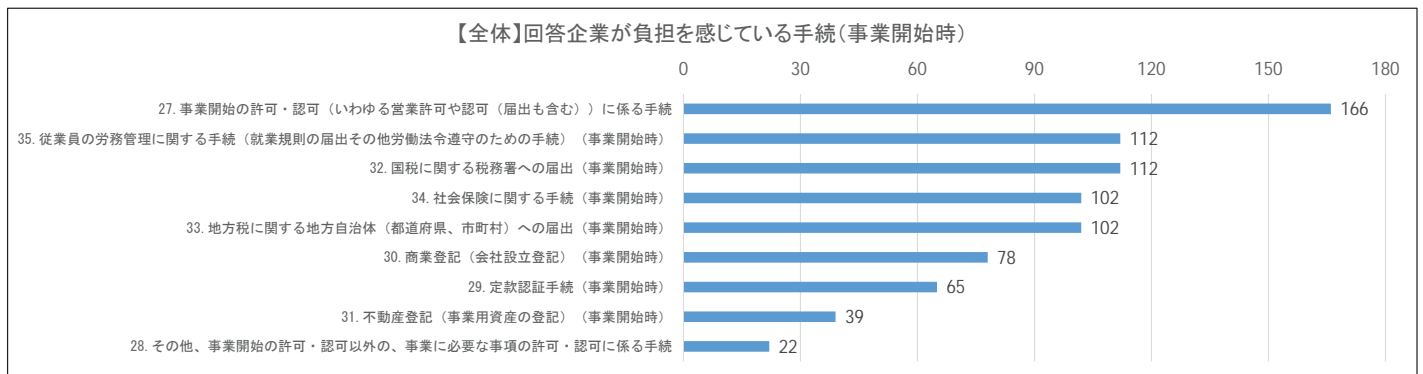
大分類	区分	アンケート項目名	合計	
			回答数	累積%
1 各省庁に共通する手続	営業の許可・認可に係る手続	01. 営業の許可・認可（所管官庁の事業法を含む）に係る手続（変更申請、事業報告、届出等）	574	11.2
		27. 事業開始の許可・認可（いわゆる営業許可や認可（届出も含む））に係る手続		
		40. 営業許可・認可の承継手続		
2 個別分野の手続	社会保険に関する手続	13. 社会保険に関する手続	535	21.7
		34. 社会保険に関する手続（事業開始時）		
		39. 社会保険の行政窓口への届出（事業終了時）		
		43. 社会保険の行政窓口への届出（事業承継時）		
3 個別分野の手続	国税	11. 国税（法人税、所得税、消費税等）の申告・納付	473	30.9
		32. 国税に関する税務署への届出（事業開始時）		
		37. 国税に関する税務署への届出（事業終了時）		
4 個別分野の手続	地方税	12. 地方税（事業税、都道府県民税、事業所税等）の申告・納付	461	39.9
		33. 地方税に関する地方自治体（都道府県、市町村）への届出（事業開始時）		
		38. 地方税に関する地方自治体（都道府県、市町村）への届出（事業終了時）		
5 各省庁に共通する手続	補助金の手続	25. 補助金の交付申請時の手続（申請書の作成、添付書類の作成・収集）	398	47.7
		26. 補助金の事後手続（実績等報告、確定検査等）		
6 各省庁に共通する手続	調査・統計に対する協力	17. 調査・統計に対する協力	349	54.5
7 個別分野の手続	従業員の納税に係る事務	14. 従業員の納税に係る事務（所得税（源泉徴収、年末調整）、住民税）	322	60.8
8 個別分野の手続	従業員の労務管理に関する手続	16. 従業員の労務管理に関する手続	287	66.4
		35. 従業員の労務管理に関する手続（就業規則の届出その他労働法令遵守のための手続）（事業開始時）		
9 個別分野の手続	商業登記等	29. 定款認証手続（事業開始時）	285	71.9
		30. 商業登記（会社設立登記）（事業開始時）		
		36. 法人の解散・清算の登記（事業終了時）		
		41. 商業登記（会社情報（代表者名等）の変更登記）（事業承継時）		
10 個別分野の手続	従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行	15. 従業員からの請求に基づく各種証明書類（就労証明書、源泉徴収票等）の発行	188	75.6

負担感 11 位以下の手続

	大分類	区分	アンケート項目名	合計	
				回答数	累積%
11	各省庁に共通する手続	行政への入札・契約に関する手続	10. 行政への入札・契約に関する手続	145	78.4
12	個別分野の手続	施設の安全（消防等）に関する手続	03. 施設の安全（消防等）に関する手続	129	81.0
13	個別分野の手続	建物に関する手続	21. 建物に関する手続（建築確認など）	113	83.2
14	個別分野の手続	個別品目の輸出・輸入の許可等に関する手続	06. 個別品目の輸出・輸入の許可等に関する手続（貿易管理、検疫、原産地証明など）	87	84.9
15	個別分野の手続	知的財産権の出願・審査に関する手続	24. 知的財産権の出願・審査に関する手続	87	86.6
16	個別分野の手続	土地利用に関する手続	19. 土地利用に関する手続（都市計画、農地など）	82	88.2
17	個別分野の手続	不動産登記	31. 不動産登記（事業用資産の登記）（事業開始時） 42. 不動産登記（事業用資産の名義、利用権、担保権の変更等）（事業承継時）	76	89.7
18	個別分野の手続	道路、河川等の利用に関する手続	09. 道路、河川等の利用に関する手続	70	91.0
19	個別分野の手続	環境保全に関する手続	20. 環境保全に関する手続（環境影響評価など）	67	92.3
20	個別分野の手続	税関に対する手続	08. 税関に対する手続	66	93.6
21	個別分野の手続	化学品等の安全管理に関する手続	04. 化学品等の安全管理に関する手続	60	94.8
22	個別分野の手続	株式や事業用資産の承継に関する手続（事業承継時）	44. 株式や事業用資産の承継に関する手続（事業承継時）	46	95.7
23	個別分野の手続	産業保安に関する手続	02. 産業保安に関する手続	44	96.5
24	個別分野の手続	港湾における手続	07. 港湾における手続	29	97.1
25	個別分野の手続	生活用品、食品等の安全・表示に関する手続	05. 生活用品、食品等の安全・表示に関する手続	28	97.7
26	各省庁に共通する手続	その他事業に必要な事項の許可・認可に係る手続	28. その他、事業開始の許可・認可以外の、事業に必要な事項の許可・認可に係る手続	22	98.1
27	個別分野の手続	生活環境に関する手続	22. 生活環境に関する手続（駐車場、騒音対策など）	21	98.5
28	その他	その他	18. 上記以外の事業活動に必要な事項に関する手続 23. 新しく展開した（今後展開予定の）事業分野に関する手続	77	100.0

II. 調査結果 2. 事業段階別の集計

(1) 事業開始時 ① 負担を感じている手続



## II. 調査結果 2. 事業段階別の集計

### (1) 事業開始時 (2) 手続別の負担感

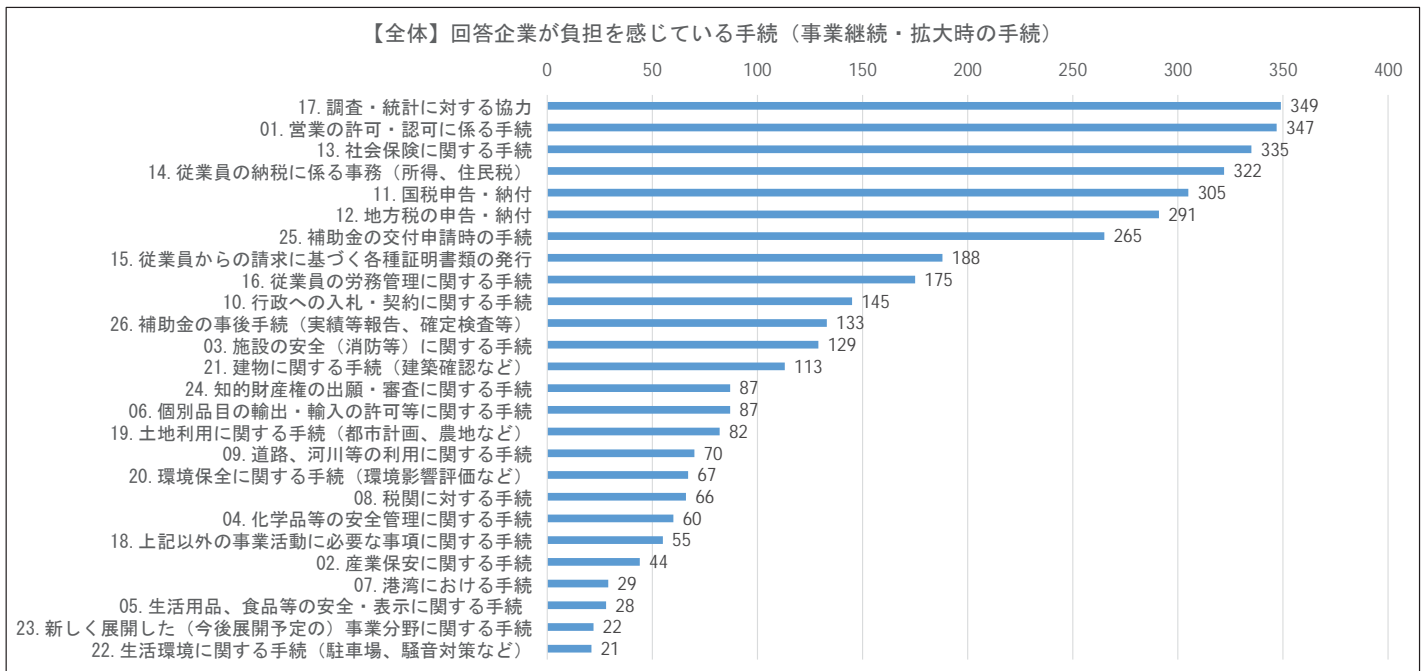
区分	①申請様式の記載方法、記載内容が分かりにくい	②提出書類の作成の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)	③同じ手続について、組織・部署毎に申請様式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)	④審査・判断基準が分かりにくい	⑤同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる	⑥要求根拠が不明の資料の提出を求められる	⑦同様の書類を、複数の組織・部署・窓口に提出しなければならない	⑧手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)	⑨手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)	⑩手続に要する期間(処理期間)が長い	⑪手続に要する期間(処理期間)が事前に示されない	⑫申請を受理してもらえない	⑬申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない
27. 事業開始の許可・認可(いわゆる営業許可や認可(届出も含む))に係る手続	95	136	42	50	37	27	41	39	6	59	27	6	26
28. その他、事業開始の許可・認可以外の、事業に必要な事項の許可・認可に係る手続	4	11	5	10	8	4	10	7	1	7	2	2	3
29. 定款認証手続(事業開始時)	38	60	0	4	4	2	12	15	8	13	1	1	3
30. 商業登記(会社設立登記)(事業開始時)	42	56	3	6	7	0	15	17	10	18	5	1	10
31. 不動産登記(事業用資産の登記)(事業開始時)	23	25	1	1	2	1	8	2	7	15	2	1	4
32. 国税に関する税務署への届出(事業開始時)	64	70	17	7	12	5	29	24	9	21	2	0	9
33. 地方税に関する地方自治体(都道府県、市町村)への届出(事業開始時)	51	60	30	3	6	11	37	16	7	29	4	0	8
34. 社会保険に関する手続(事業開始時)	48	74	13	13	11	5	28	29	17	12	11	1	17
35. 従業員の労務管理に関する手続(就業規則の届出その他労働法令遵守のための手続)(事業開始時)	51	92	12	12	11	5	22	17	2	13	3	3	12

(注) 赤色のセルは上位5%、濃いピンク色のセルは上位5%~15%まで、薄いピンク色のセルは上位15%~25%までを示す。

8

## II. 調査結果 2. 事業段階別の集計

### (2) 事業継続・拡大時 (1) 負担を感じている手続



9

## II. 調査結果 2. 事業段階別の集計

### (2) 事業継続・拡大時 ② 手続別の負担感

区分	①申請様式の記載方法、記載内容が分かりにくい	②提出書類の作成の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)	③同じ手続について、組織・部署毎に申請様式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)	④審査・判断基準が分かりにくい	⑤同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる	⑥要求根拠が不明の資料の提出を求められる	⑦同様の書類を、複数の組織・部署・窓口にて提出しなければならない	⑧手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)	⑨手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)	⑩手続に要する期間(処理期間)が長い	⑪手続に要する期間(処理期間)が事前に示されない	⑫申請を受理してもらえない	⑬申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない
01. 営業の許可・認可(所管官庁の事業法を含む)に係る手続(変更申請、事業報告、届出等)	139	283	88	44	67	51	83	96	32	114	37	19	71
02. 産業保安に関する手続	12	36	14	16	16	7	14	14	5	13	12	4	10
03. 施設の安全(消防等)に関する手続	37	92	41	39	44	13	17	36	7	29	19	5	24
04. 化学品等の安全管理に関する手続	16	41	13	26	16	8	8	16	8	14	4	2	16
05. 生活用品、食品等の安全・表示に関する手続	11	17	6	15	12	4	6	4	1	8	4	0	3
06. 個別品目の輸出・輸入の許可等に関する手続(貿易管理、検疫、原産地証明など)	28	51	9	41	29	16	8	23	7	23	12	2	19
07. 港湾における手続	9	14	7	7	10	3	5	7	2	9	6	1	7
08. 税関に対する手続	24	39	7	17	29	15	9	20	8	15	5	1	9
09. 道路、河川等の利用に関する手続	8	41	27	18	24	3	16	13	2	32	14	12	22
10. 行政への入札・契約に関する手続	50	85	69	29	32	21	32	60	19	26	12	9	21
11. 国税(法人税、所得税、消費税等)の申告・納付	144	218	39	42	40	14	33	74	98	16	10	0	26
12. 地方税(事業税、都道府県民税、事業所税等)の申告・納付	135	193	100	23	43	19	91	60	71	18	8	0	32
13. 社会保険に関する手続	126	255	71	57	66	32	61	110	89	96	45	2	75

(注) 赤色のセルは上位5%、濃いピンク色のセルは上位5%~15%まで、薄いピンク色のセルは上位15%~25%までを示す。

10

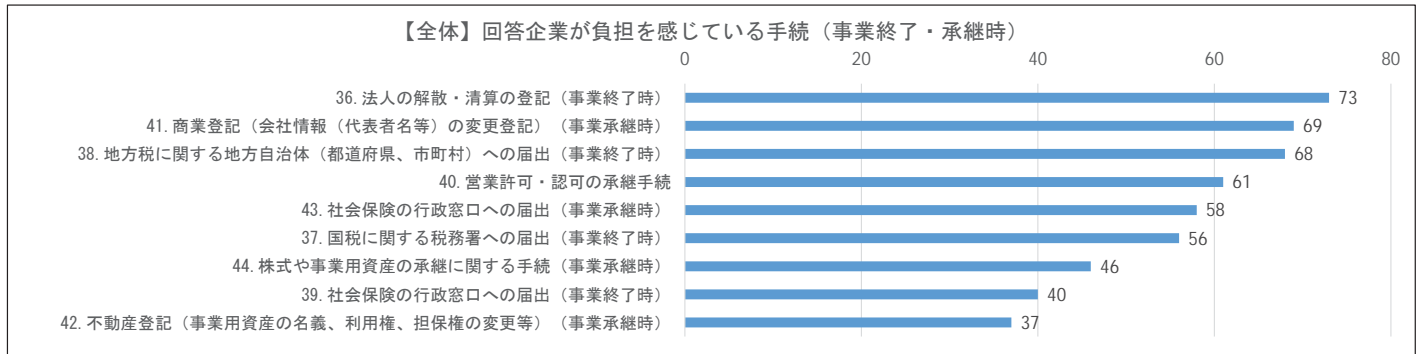
区分	①申請様式の記載方法、記載内容が分かりにくい	②提出書類の作成の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)	③同じ手続について、組織・部署毎に申請様式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)	④審査・判断基準が分かりにくい	⑤同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる	⑥要求根拠が不明の資料の提出を求められる	⑦同様の書類を、複数の組織・部署・窓口にて提出しなければならない	⑧手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)	⑨手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)	⑩手続に要する期間(処理期間)が長い	⑪手続に要する期間(処理期間)が事前に示されない	⑫申請を受理してもらえない	⑬申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない
14. 従業員の納税に係る手続(所得税(源泉徴収、年末調整)、住民税)	100	246	121	39	25	7	50	70	54	25	7	0	21
15. 従業員からの請求に基づく各種証明書類(就労証明書、源泉徴収票等)の発行	82	121	111	26	24	8	26	53	8	7	7	0	11
16. 従業員の労務管理に関する手続	62	128	28	32	28	25	27	48	10	11	9	1	14
17. 調査・統計に対する協力	157	282	93	35	29	72	77	51	49	21	8	0	24
18. 上記以外の事業活動に必要な事項に関する手続	12	37	7	13	11	7	11	17	9	17	5	1	13
19. 土地利用に関する手続(都市計画、農地など)	22	43	17	32	22	10	15	11	1	43	12	9	30
20. 環境保全に関する手続(環境影響評価など)	20	59	14	20	22	10	14	16	6	35	13	6	18
21. 建物に関する手続(建築確認など)	36	68	17	33	23	12	14	27	2	46	16	5	32
22. 生活環境に関する手続(駐車場、騒音対策など)	7	14	6	5	3	1	2	5	0	3	4	3	3
23. 新しく展開した(今後展開予定の)事業分野に関する手続	13	18	2	13	3	1	0	4	1	5	3	1	6
24. 知的財産権の出願・審査に関する手続	34	56	12	29	16	1	16	28	17	52	27	1	41
25. 補助金の交付申請時の手続(申請書の作成、添付書類の作成・収集)	181	215	45	120	42	43	26	45	23	112	32	9	79
26. 補助金の事後手続(実績等報告、確定検査等)	73	99	18	47	16	24	9	23	14	48	24	2	31

(注) 赤色のセルは上位5%、濃いピンク色のセルは上位5%~15%まで、薄いピンク色のセルは上位15%~25%までを示す。

11

## II. 調査結果 2. 事業段階別の集計

### (3) 事業終了・承継時 ①負担を感じている手続



12

## II. 調査結果 2. 事業段階別の集計

### (3) 事業終了・承継時 ②手続別の負担感

区分	①申請様式の記載方法、記載内容が分かりにくい	②提出書類の作成の負担が大きい（社内の事務作業（書類収集作業含む）や社外専門家への支払等）	③同じ手続について、組織・部署毎に申請様式等が異なる（例えば、自治体毎、地方部局毎等）	④審査・判断基準が分かりにくい	⑤同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる	⑥要求根拠が不明の資料の提出を求められる	⑦同様の書類を、複数の組織・部署・窓口に提出しなければならない	⑧手続のオンライン化が全部または一部されていない（添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等）	⑨手続のオンライン化はされているが使いにくい（紙で提出した方が手続が早く完了する等）	⑩手続に要する期間（処理期間）が長い	⑪手続に要する期間（処理期間）が事前に示されない	⑫申請を受理してもらえない	⑬申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない
36. 法人の解散・清算の登記（事業終了時）	39	58	6	1	5	2	11	13	17	16	7	0	14
37. 国税に関する税務署への届出（事業終了時）	38	44	10	4	2	1	13	17	11	4	3	1	11
38. 地方税に関する地方自治体（都道府県、市町村）への届出（事業終了時）	26	39	26	6	5	6	29	26	13	13	4	4	12
39. 社会保険の行政窓口への届出（事業終了時）	24	28	7	1	5	4	6	8	8	6	3	1	6
40. 営業許可・認可の承継手続	27	47	22	6	21	7	14	9	3	16	7	1	8
41. 商業登記（会社情報（代表者名等）の変更登記）（事業承継時）	25	57	8	0	9	2	3	14	9	14	2	0	5
42. 不動産登記（事業用資産の名義、利用権、担保権の変更等）（事業承継時）	25	29	6	0	5	4	0	2	2	1	0	0	1
43. 社会保険の行政窓口への届出（事業承継時）	29	39	14	12	14	10	7	10	7	9	5	1	13
44. 株式や事業用資産の承継に関する手続（事業承継時）	18	31	8	13	8	3	12	1	0	6	7	0	5

（注）赤色のセルは上位5%、濃いピンク色のセルは上位5%～15%まで、薄いピンク色のセルは上位15%～25%までを示す。

13



# (参考) 団体別の調査結果

14

## 1. 事業開始時

### (1) 負担を感じている手続

回答者数及び負担に感じている者の割合 (%)

日商調査  
(N = 455)

経団連調査  
(N = 289)

同友会調査  
(N = 173)

27. 事業開始の許可・認可（いわゆる営業許可や認可（届出も含む）に係る手続	98 (21.5%)
35. 従業員の労務管理に関する手続（就業規則の届出その他労働法令遵守のための手続）（事業開始時）	71 (15.6%)
32. 国税に関する税務署への届出（事業開始時）	64 (14.1%)
34. 社会保険に関する手続（事業開始時）	53 (11.6%)
33. 地方税に関する地方自治体（都道府県、市町村）への届出（事業開始時）	49 (10.8%)
30. 商業登記（会社設立登記）（事業開始時）	39 (8.6%)
29. 定款認証手続（事業開始時）	35 (7.7%)
31. 不動産登記（事業用資産の登記）（事業開始時）	23 (5.1%)
28. その他、事業開始の許可・認可以外の、事業に必要な事項の許可・認可に係る手続	5 (1.1%)

27. 事業開始の許可・認可（いわゆる営業許可や認可（届出も含む）に係る手続	60 (20.8%)
33. 地方税に関する地方自治体（都道府県、市町村）への届出（事業開始時）	46 (15.9%)
32. 国税に関する税務署への届出（事業開始時）	42 (14.5%)
34. 社会保険に関する手続（事業開始時）	42 (14.5%)
35. 従業員の労務管理に関する手続（就業規則の届出その他労働法令遵守のための手続）（事業開始時）	35 (12.1%)
30. 商業登記（会社設立登記）（事業開始時）	30 (10.4%)
29. 定款認証手続（事業開始時）	23 (8.0%)
28. その他、事業開始の許可・認可以外の、事業に必要な事項の許可・認可に係る手続	12 (4.2%)
31. 不動産登記（事業用資産の登記）（事業開始時）	12 (4.2%)

27. 事業開始の許可・認可（いわゆる営業許可や認可（届出も含む）に係る手続	32 (18.5%)
33. 地方税に関する地方自治体（都道府県、市町村）への届出（事業開始時）	25 (14.5%)
32. 国税に関する税務署への届出（事業開始時）	23 (13.3%)
34. 社会保険に関する手続（事業開始時）	23 (13.3%)
35. 従業員の労務管理に関する手続（就業規則の届出その他労働法令遵守のための手続）（事業開始時）	22 (12.7%)
30. 商業登記（会社設立登記）（事業開始時）	20 (11.6%)
29. 定款認証手続（事業開始時）	15 (8.7%)
28. その他、事業開始の許可・認可以外の、事業に必要な事項の許可・認可に係る手続	12 (6.9%)
31. 不動産登記（事業用資産の登記）（事業開始時）	6 (3.5%)

15

# 1. 事業開始時

## (2) 手続別の負担感 【日商】

区分	①申請様式の記載方法、記載内容が分かりにくい	②提出書類の作成の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)	③同じ手続について、組織・部署毎に申請様式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)	④審査・判断基準が分かりにくい	⑤同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる	⑥要求根拠が不明の資料の提出を求められる	⑦同様の書類を、複数の組織・部署・窓口に提出しなければならない	⑧手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)	⑨手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)	⑩手続に要する期間(処理期間)が長い	⑪手続に要する期間(処理期間)が事前に示されない	⑫申請を受理してもらえない	⑬申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない
27. 事業開始の許可・認可(いわゆる営業許可や認可(届出も含む))に係る手続	66	83	22	37	17	20	24	24	0	35	13	3	12
35. 従業員の労務管理に関する手続(就業規則の届出その他労働法令遵守のための手続)(事業開始時)	39	64	8	7	4	3	6	0	0	10	0	1	7
32. 国税に関する税務署への届出(事業開始時)	38	41	10	0	8	3	21	10	0	16	0	0	2
34. 社会保険に関する手続(事業開始時)	28	44	3	7	0	3	16	9	0	1	5	0	4
33. 地方税に関する地方自治体(都道府県、市町村)への届出(事業開始時)	27	31	0	0	1	9	17	1	0	21	0	0	2
30. 商業登記(会社設立登記)(事業開始時)	26	26	1	1	1	0	14	5	3	8	0	0	4
29. 定款認証手続(事業開始時)	27	34	0	0	1	0	12	8	7	10	0	0	0
31. 不動産登記(事業用資産の登記)(事業開始時)	15	13	0	0	0	0	7	0	3	11	0	0	4
28. その他、事業開始の許可・認可以外の、事業に必要な事項の許可・認可に係る手続	1	5	1	3	3	3	4	3	0	4	0	0	0

(注) 赤色のセルは上位5%、濃いピンク色のセルは上位5%~15%まで、薄いピンク色のセルは上位15%~25%までを示す。

16

# 1. 事業開始時

## (2) 手続別の負担感 【経団連】

区分	①申請様式の記載方法、記載内容が分かりにくい	②提出書類の作成の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)	③同じ手続について、組織・部署毎に申請様式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)	④審査・判断基準が分かりにくい	⑤同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる	⑥要求根拠が不明の資料の提出を求められる	⑦同様の書類を、複数の組織・部署・窓口に提出しなければならない	⑧手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)	⑨手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)	⑩手続に要する期間(処理期間)が長い	⑪手続に要する期間(処理期間)が事前に示されない	⑫申請を受理してもらえない	⑬申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない
27. 事業開始の許可・認可(いわゆる営業許可や認可(届出も含む))に係る手続	26	45	16	11	18	7	15	14	6	21	13	3	13
33. 地方税に関する地方自治体(都道府県、市町村)への届出(事業開始時)	22	27	25	2	5	1	19	13	7	7	3	0	3
32. 国税に関する税務署への届出(事業開始時)	23	26	6	6	4	0	7	13	7	4	1	0	4
34. 社会保険に関する手続(事業開始時)	18	27	7	5	9	1	10	17	15	10	5	0	10
35. 従業員の労務管理に関する手続(就業規則の届出その他労働法令遵守のための手続)(事業開始時)	9	23	2	3	6	1	15	16	0	2	2	1	4
30. 商業登記(会社設立登記)(事業開始時)	12	22	2	3	5	0	1	8	7	7	2	0	4
29. 定款認証手続(事業開始時)	9	21	0	3	3	2	0	4	1	2	0	0	2
28. その他、事業開始の許可・認可以外の、事業に必要な事項の許可・認可に係る手続	3	6	3	6	4	1	4	4	1	2	2	2	3
31. 不動産登記(事業用資産の登記)(事業開始時)	6	8	1	1	2	1	1	1	3	3	2	0	0

(注) 赤色のセルは上位5%、濃いピンク色のセルは上位5%~15%まで、薄いピンク色のセルは上位15%~25%までを示す。

17

# 1. 事業開始時

## (2) 手続別の負担感 【同友会】

区分	①申請様式 の記載方法、記載 内容が分かりにくい	②提出書類の作成 の負担が大きい (社内の事務作業 書類収集作業含む)や社 外専門家への支払 等)	③同じ手続について、組 織・部署毎に申請 様式等が異なる (例えば、自治体毎、 地方部局毎等)	④審査・ 判断基準 が分かりにくい	⑤同じ手続について、組 織・部署・担当者 毎により審査・ 判断基準が異なる	⑥要求根拠が不明 の資料の提出を求 められる	⑦同様の書類を、 複数の組織・部 署・窓口 に提出しなければ ならない	⑧手続の オンライン化が全 部又は一部されて いない(添付書類は紙、 CD等で別途提出が 必要等)	⑨手続の オンライン化はさ るが使いにくい(紙 で提出した方が手 続が早く完了する 等)	⑩手続に 要する期間(処理 期間)が長い	⑪手続に 要する期間(処理 期間)が事前に示 されない	⑫申請を 受理して もらえない	⑬申請受 理後の行 政内部の 進捗状況 が分から ない
27. 事業開始の許可・認可(いわゆる営業許可や認可(届出も含む))に係る手続	12	24	10	8	9	2	9	7	2	12	8	0	6
33. 地方税に関する地方自治体(都道府県、市町村)への届出(事業開始時)	8	11	18	2	2	1	12	8	2	2	2	0	4
32. 国税に関する税務署への届出(事業開始時)	12	12	4	3	2	2	6	8	4	2	2	0	5
34. 社会保険に関する手続(事業開始時)	11	15	5	5	8	1	7	11	7	6	3	1	8
35. 従業員の労務管理に関する手続(就業規則の届出その他労働法令遵守のための手続)(事業開始時)	7	16	3	4	5	1	8	11	2	1	1	1	2
30. 商業登記(会社設立登記)(事業開始時)	8	17	1	2	3	0	1	8	2	6	3	1	5
29. 定款認証手続(事業開始時)	3	11	0	3	3	1	0	6	0	2	1	1	2
28. その他、事業開始の許可・認可以外の、事業に必要な事項の許可・認可に係る手続	3	4	3	5	4	1	5	3	1	2	2	1	2
31. 不動産登記(事業用資産の登記)(事業開始時)	4	6	0	0	0	0	0	2	2	2	0	1	0

(注) 赤色のセルは上位5%、濃いピンク色のセルは上位5%~15%まで、薄いピンク色のセルは上位15%~25%までを示す。

# 2. 事業継続・拡大時

## (1) 負担を感じている手続(上位10手続)

回答者数及び負担に感じている者の割合(%)

日商調査の上位10手続  
(N=455)

経団連調査の上位10手続  
(N=289)

同友会調査の上位10手続  
(N=173)

01. 営業の許可・認可(所管官庁の事業法を含む)に係る手続(変更申請、事業報告、届出等)	211 (46.4%)
25. 補助金の交付申請時の手続(申請書の作成、添付書類の作成・収集)	189 (41.5%)
17. 調査・統計に対する協力	182 (40.0%)
13. 社会保険に関する手続	165 (36.3%)
14. 従業員の納税に係る事務(所得税(源泉徴収、年末調整)、住民税(特別徴収))	151 (33.2%)
11. 国税(法人税、所得税、消費税等)の申告・納付	147 (32.3%)
12. 地方税(事業税、都道府県民税、事業所税等)の申告・納付	129 (28.4%)
16. 従業員の労務管理に関する手続	86 (18.9%)
26. 補助金の事後手続(実績等報告、確定検査等)	84 (18.5%)
10. 行政への入札・契約に関する手続	81 (17.8%)

17. 調査・統計に対する協力	138 (47.8%)
13. 社会保険に関する手続	135 (46.7%)
14. 従業員の納税に係る事務(所得税(源泉徴収、年末調整)、住民税)	135 (46.7%)
12. 地方税(事業税、都道府県民税、事業所税等)の申告・納付	132 (45.7%)
11. 国税(法人税、所得税、消費税等)の申告・納付	129 (44.6%)
01. 営業の許可・認可(所管官庁の事業法を含む)に係る手続(変更申請、事業報告、届出等)	117 (40.5%)
15. 従業員からの請求に基づく各種証明書類(就労証明書、源泉徴収票等)の発行	94 (32.5%)
03. 施設の安全(消防等)に関する手続	79 (27.3%)
25. 補助金の交付申請時の手続(申請書の作成、添付書類の作成・収集)	65 (22.5%)
16. 従業員の労務管理に関する手続	61 (21.1%)

13. 社会保険に関する手続	90 (52.0%)
14. 従業員の納税に係る事務(所得税(源泉徴収、年末調整)、住民税)	86 (49.7%)
12. 地方税(事業税、都道府県民税、事業所税等)の申告・納付	81 (46.8%)
11. 国税(法人税、所得税、消費税等)の申告・納付	79 (45.7%)
17. 調査・統計に対する協力	75 (43.4%)
15. 従業員からの請求に基づく各種証明書類(就労証明書、源泉徴収票等)の発行	72 (41.6%)
01. 営業の許可・認可(所管官庁の事業法を含む)に係る手続(変更申請、事業報告、届出等)	65 (37.6%)
16. 従業員の労務管理に関する手続	56 (32.4%)
25. 補助金の交付申請時の手続(申請書の作成、添付書類の作成・収集)	36 (20.8%)
18. 上記以外の事業活動に必要な事項に関する手続	34 (19.7%)

## 2. 事業継続・拡大時

### (2) 手続別の負担感 【日商】※上位10手続

区分	①申請様式の記載方法、記載内容が分かりにくい	②提出書類の作成の負担が大きい（社内の事務作業（書類収集作業含む）や社外専門家への支払等）	③同じ手続について、組織・部署毎に申請様式等が異なる（例えば、自治体毎、地方部局毎等）	④審査・判断基準が分かりにくい	⑤同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる	⑥要求根拠が不明の資料の提出を求められる	⑦同様の書類を、複数の組織・部署・窓口に出さなければならない	⑧手続のオンライン化が全部又は一部されていない（添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等）	⑨手続のオンライン化はされているが使いにくい（紙で提出した方が早く完了する等）	⑩手続に要する期間（処理期間）が長い	⑪手続に要する期間（処理期間）が事前に示されない	⑫申請を受理してもらえない	⑬申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない
01. 営業の許可・認可（所管官庁の事業法を含む）に係る手続（変更申請、事業報告、届出等）	85	169	41	11	25	23	44	46	22	71	20	14	29
25. 補助金の交付申請時の手続（申請書の作成、添付書類の作成・収集）	141	153	25	93	22	31	19	21	13	82	20	3	57
17. 調査・統計に対する協力	81	144	38	14	11	38	21	15	14	8	6	0	11
13. 社会保険に関する手続	75	134	41	23	21	17	19	41	20	33	17	1	16
14. 従業員の納税に係る事務（所得税（源泉徴収、年末調整）、住民税）	51	123	56	14	6	2	18	6	18	0	0	0	0
11. 国税（法人税、所得税、消費税等）の申告・納付	70	97	21	11	21	2	13	14	47	2	0	0	7
12. 地方税（事業税、都道府県民税、事業所税等）の申告・納付	72	84	30	8	18	9	32	16	29	2	0	0	8
16. 従業員の労務管理に関する手続	44	70	15	15	11	17	3	16	3	3	1	0	0
26. 補助金の事後手続（実績等報告、確定検査等）	50	63	7	36	5	17	7	8	10	35	15	1	20
10. 行政への入札・契約に関する手続	32	37	31	15	16	9	16	32	5	7	0	9	3

（注）赤色のセルは上位5%、濃いピンク色のセルは上位5%～15%まで、薄いピンク色のセルは上位15%～25%までを示す。

20

## 2. 事業継続・拡大時

### (2) 手続別の負担感 【経団連】※上位10手続

区分	①申請様式の記載方法、記載内容が分かりにくい	②提出書類の作成の負担が大きい（社内の事務作業（書類収集作業含む）や社外専門家への支払等）	③同じ手続について、組織・部署毎に申請様式等が異なる（例えば、自治体毎、地方部局毎等）	④審査・判断基準が分かりにくい	⑤同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる	⑥要求根拠が不明の資料の提出を求められる	⑦同様の書類を、複数の組織・部署・窓口に出さなければならない	⑧手続のオンライン化が全部又は一部されていない（添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等）	⑨手続のオンライン化はされているが使いにくい（紙で提出した方が早く完了する等）	⑩手続に要する期間（処理期間）が長い	⑪手続に要する期間（処理期間）が事前に示されない	⑫申請を受理してもらえない	⑬申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない
17. 調査・統計に対する協力	69	115	48	20	17	28	51	32	30	13	2	0	12
13. 社会保険に関する手続	42	97	24	25	39	13	31	55	61	48	24	1	44
14. 従業員の納税に係る事務（所得税（源泉徴収、年末調整）、住民税）	40	97	51	23	14	4	23	46	26	17	6	0	14
12. 地方税（事業税、都道府県民税、事業所税等）の申告・納付	54	94	58	10	19	9	50	31	38	14	7	0	18
11. 国税（法人税、所得税、消費税等）の申告・納付	64	101	15	22	16	9	16	46	41	12	7	0	14
01. 営業の許可・認可（所管官庁の事業法を含む）に係る手続（変更申請、事業報告、届出等）	47	97	44	28	40	27	36	44	10	37	15	5	38
15. 従業員からの請求に基づく各種証明書類（就労証明書、源泉徴収票等）の発行	42	57	74	15	18	6	14	33	4	6	4	0	7
03. 施設の安全（消防等）に関する手続	23	54	27	25	38	8	12	27	7	15	11	2	16
25. 補助金の交付申請時の手続（申請書の作成、添付書類の作成・収集）	35	53	18	22	18	11	7	23	9	26	11	3	19
16. 従業員の労務管理に関する手続	11	41	10	10	13	5	20	23	5	4	5	1	9

（注）赤色のセルは上位5%、濃いピンク色のセルは上位5%～15%まで、薄いピンク色のセルは上位15%～25%までを示す。

21

## 2. 事業継続・拡大時

### (2) 手続別の負担感 【同友会】※上位10手続

区分	①申請様式 の記載方法、記載 内容が分かりにくい	②提出書類の作成 の負担が大きい (社内の事務作業 (書類収集作業含む) や社外専門家への支払 等)	③同じ手続について、 組織・部署毎に申請 様式等が異なる (例えば、自治体毎、 地方部局毎等)	④審査・ 判断基準 が分かりにくい	⑤同じ手続について、 組織・部署・担当者 毎により審査・判断 基準が異なる	⑥要求根拠が不明の 資料の提出を求められる	⑦同様の書類を、 複数の組織・部署・ 窓口提出しなければならない	⑧手続のオンライン化が 全部又は一部されて いない(添付書類は紙、 CD等で別途提出が 必要等)	⑨手続のオンライン化は されているが使いにくい (紙で提出した方が 手続が早く完了する 等)	⑩手続に要する期間 (処理期間)が長い	⑪手続に要する期間 (処理期間)が事前に 示されない	⑫申請を受理して もらえない	⑬申請受理後の行政 内部の進捗状況が 分からない
13. 社会保険に関する手続	29	67	22	23	32	10	29	41	33	37	14	0	38
14. 従業員の納税に係る事務(所得税(源泉徴収、 年末調整)、住民税)	28	67	39	13	12	3	18	41	22	13	5	0	10
12. 地方税(事業税、都道府県民税、事業所税 等)の申告・納付	30	58	37	10	16	6	37	31	20	11	6	0	19
11. 国税(法人税、所得税、消費税等)の申告・ 納付	36	64	11	19	10	9	13	41	30	8	7	0	14
17. 調査・統計に対する協力	32	66	26	13	8	16	25	18	16	7	2	0	7
15. 従業員からの請求に基づく各種証明書類(就 労証明書、源泉徴収票等)の発行	35	49	60	10	13	2	12	31	5	4	4	0	7
01. 営業の許可・認可(所管官庁の事業法を含 む)に係る手続(変更申請、事業報告、届出等)	25	54	19	22	18	13	19	25	2	22	11	1	18
16. 従業員の労務管理に関する手続	12	35	10	13	9	7	14	24	6	6	6	1	9
25. 補助金の交付申請時の手続(申請書の作成、 添付書類の作成・収集)	20	29	10	16	9	7	1	11	6	18	8	5	14
18. 上記以外の事業活動に必要な事項に関する手続	8	21	4	8	6	4	7	12	6	9	4	1	8

(注) 赤色のセルは上位5%、濃いピンク色のセルは上位5%~15%まで、薄いピンク色のセルは上位15%~25%までを示す。

22

## 3. 事業終了・承継時

### (1) 負担を感じている手続

回答者数及び負担に感じている者の割合(%)

日商調査  
(N=455)

36. 法人の解散・清算の登記(事業 終了時)	40 (8.8%)
43. 社会保険の行政窓口への届出 (事業承継時)	35 (7.7%)
44. 株式や事業用資産の承継に関す る手続(事業承継時)	33 (7.3%)
40. 営業許可・認可の承継手続	32 (7.0%)
41. 商業登記(会社情報(代表者名 等)の変更登記)(事業承継時)	32 (7.0%)
42. 不動産登記(事業用資産の名義、 利用権、担保権の変更等)(事業承 継時)	24 (5.3%)
38. 地方税に関する地方自治体(都 道府県、市町村)への届出(事業終 了時)	23 (5.1%)
37. 国税に関する税務署への届出 (事業終了時)	16 (3.5%)
39. 社会保険の行政窓口への届出 (事業終了時)	15 (3.3%)

経団連調査  
(N=289)

38. 地方税に関する地方自治体(都 道府県、市町村)への届出(事業終 了時)	39 (13.5%)
37. 国税に関する税務署への届出 (事業終了時)	35 (12.1%)
36. 法人の解散・清算の登記(事業 終了時)	29 (10.0%)
41. 商業登記(会社情報(代表者名 等)の変更登記)(事業承継時)	29 (10.0%)
40. 営業許可・認可の承継手続	25 (8.7%)
39. 社会保険の行政窓口への届出 (事業終了時)	18 (6.2%)
43. 社会保険の行政窓口への届出 (事業承継時)	18 (6.2%)
44. 株式や事業用資産の承継に関す る手続(事業承継時)	11 (3.8%)
42. 不動産登記(事業用資産の名義、 利用権、担保権の変更等)(事業承 継時)	10 (3.5%)

同友会調査  
(N=173)

38. 地方税に関する地方自治体(都 道府県、市町村)への届出(事業終 了時)	24 (13.9%)
37. 国税に関する税務署への届出 (事業終了時)	21 (12.1%)
41. 商業登記(会社情報(代表者名 等)の変更登記)(事業承継時)	18 (10.4%)
36. 法人の解散・清算の登記(事業 終了時)	12 (6.9%)
40. 営業許可・認可の承継手続	12 (6.9%)
39. 社会保険の行政窓口への届出 (事業終了時)	11 (6.4%)
43. 社会保険の行政窓口への届出 (事業承継時)	10 (5.8%)
42. 不動産登記(事業用資産の名義、 利用権、担保権の変更等)(事業承 継時)	5 (2.9%)
44. 株式や事業用資産の承継に関す る手続(事業承継時)	4 (2.3%)

23

### 3. 事業終了・承継時

#### (2) 手続別の負担感【日商】

区分	①申請様式の記載方法、記載内容が分かりにくい	②提出書類の作成の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)	③同じ手続について、組織・部署毎に申請様式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)	④審査・判断基準が分かりにくい	⑤同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる	⑥要求根拠が不明の資料の提出を求められる	⑦同様の書類を、複数の組織・部署・窓口提出しなければならない	⑧手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)	⑨手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)	⑩手続に要する期間(処理期間)が長い	⑪手続に要する期間(処理期間)が事前に示されない	⑫申請を受理してもらえない	⑬申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない
36. 法人の解散・清算の登記(事業終了時)	28	34	2	0	2	0	8	5	12	8	4	0	9
43. 社会保険の行政窓口への届出(事業承継時)	18	21	6	9	9	9	0	1	0	5	4	0	9
44. 株式や事業用資産の承継に関する手続(事業承継時)	15	21	8	10	8	2	10	0	0	4	6	0	4
40. 営業許可・認可の承継手続	22	27	11	3	9	3	6	4	0	6	1	0	1
41. 商業登記(会社情報(代表者名等)の変更登記)(事業承継時)	15	32	6	0	5	1	2	3	0	3	1	0	1
42. 不動産登記(事業用資産の名義、利用権、担保権の変更等)(事業承継時)	20	18	6	0	5	3	0	0	0	0	0	0	0
38. 地方税に関する地方自治体(都道府県、市町村)への届出(事業終了時)	7	13	0	4	0	4	11	11	5	7	1	4	6
37. 国税に関する税務署への届出(事業終了時)	9	15	2	1	0	0	5	5	5	1	1	0	6
39. 社会保険の行政窓口への届出(事業終了時)	15	10	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0

(注) 赤色のセルは上位5%、濃いピンク色のセルは上位5%~15%まで、薄いピンク色のセルは上位15%~25%までを示す。

24

### 3. 事業終了・承継時

#### (2) 手続別の負担感【経団連】

区分	①申請様式の記載方法、記載内容が分かりにくい	②提出書類の作成の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)	③同じ手続について、組織・部署毎に申請様式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)	④審査・判断基準が分かりにくい	⑤同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる	⑥要求根拠が不明の資料の提出を求められる	⑦同様の書類を、複数の組織・部署・窓口提出しなければならない	⑧手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)	⑨手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)	⑩手続に要する期間(処理期間)が長い	⑪手続に要する期間(処理期間)が事前に示されない	⑫申請を受理してもらえない	⑬申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない
38. 地方税に関する地方自治体(都道府県、市町村)への届出(事業終了時)	16	25	22	1	5	1	16	13	7	6	2	0	3
37. 国税に関する税務署への届出(事業終了時)	19	28	7	2	2	0	7	11	5	3	1	1	2
36. 法人の解散・清算の登記(事業終了時)	9	21	4	0	3	0	3	8	4	7	2	0	4
41. 商業登記(会社情報(代表者名等)の変更登記)(事業承継時)	8	21	2	0	4	1	1	8	8	7	1	0	3
40. 営業許可・認可の承継手続	5	18	10	2	11	4	8	4	3	9	6	1	6
39. 社会保険の行政窓口への届出(事業終了時)	7	13	5	0	3	0	5	6	7	5	2	0	4
43. 社会保険の行政窓口への届出(事業承継時)	9	15	6	2	4	0	6	6	6	3	0	0	3
44. 株式や事業用資産の承継に関する手続(事業承継時)	2	9	0	2	0	0	2	0	0	2	0	0	0
42. 不動産登記(事業用資産の名義、利用権、担保権の変更等)(事業承継時)	4	8	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1

(注) 赤色のセルは上位5%、濃いピンク色のセルは上位5%~15%まで、薄いピンク色のセルは上位15%~25%までを示す。

25

### 3. 事業終了・承継時

#### (2) 手続別の負担感【同友会】

区 分	①申請様式の記載方法、記載内容が分かりにくい	②提出書類の作成の負担が大きい（社内の事務作業（書類収集作業含む）や社外専門家への支払等）	③同じ手続について、組織・部署毎に申請様式等が異なる（例えば、自治体毎、地方部局毎等）	④審査・判断基準が分かりにくい	⑤同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる	⑥要求根拠が不明の資料の提出を求められる	⑦同様の書類を、複数の組織・部署・窓口で提出しなければならない	⑧手続のオンライン化が全部又は一部されていない（添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等）	⑨手続のオンライン化はさられているが使いにくい（紙で提出した方が早く完了する等）	⑩手続に要する期間（処理期間）が長い	⑪手続に要する期間（処理期間）が事前に示されない	⑫申請を受理してもらえない	⑬申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない
38. 地方税に関する地方自治体（都道府県、市町村）への届出（事業終了時）	8	11	16	2	2	1	12	9	4	2	2	0	5
37. 国税に関する税務署への届出（事業終了時）	11	13	6	2	1	1	7	9	3	2	2	1	5
41. 商業登記（会社情報（代表者名等）の変更登記）（事業承継時）	3	11	1	0	2	0	0	5	4	5	0	0	3
36. 法人の解散・清算の登記（事業終了時）	4	8	2	1	1	2	1	3	2	2	1	0	3
40. 営業許可・認可の承継手続	2	8	4	1	3	1	3	2	1	3	2	0	3
39. 社会保険の行政窓口への届出（事業終了時）	5	8	2	1	2	1	1	3	3	4	2	1	3
43. 社会保険の行政窓口への届出（事業承継時）	5	8	4	3	3	1	2	5	2	3	1	1	3
42. 不動産登記（事業用資産の名義、利用権、担保権の変更等）（事業承継時）	2	5	0	0	0	0	0	2	1	1	0	0	0
44. 株式や事業用資産の承継に関する手続（事業承継時）	1	3	0	1	0	1	2	1	0	1	1	0	1

（注）赤色のセルは上位5%、濃いピンク色のセルは上位5%～15%まで、薄いピンク色のセルは上位15%～25%までを示す。

# 「規制・行政手続のコスト削減に関する意見募集」の結果 (事業者ニーズの把握関係)

## 【目次】

1 . 意見募集の実施方法	1
2 . 提出された意見の分析	2
3 . 提出意見(事項別)	4

内閣府 規制改革推進室  
2016年12月20日

## 1 . 意見募集の実施方法

- 事業者ニーズの把握の一環として、内閣府ホームページにて広く国民や企業等から意見を募集。

### (1) 募集の内容

以下の事項について、自由記載方式で意見を募集した。  
負担を感じている、具体的な規制・行政手続は何か  
規制・行政手続のどのような点に負担を感じているか

### (2) 募集期間

平成28年11月16日(水) ~ 12月15日(木)

### (3) 周知方法

11月15日(火)の山本大臣の閣議後記者会見で発言  
SNSの活用(内閣府公式Twitter及び内閣府公式Facebookにおける周知)  
日本経済団体連合会に、規制改革に関心の高い企業への個別周知を依頼  
中小企業庁に、インターネットサービス『ミラサポ』のメールマガジンにおけるPRを依頼  
これまで『規制改革ホットライン』に提案を行った団体への個別周知

### (4) 募集結果

件数：105件



## 2. 提出された意見（105件・136事項）の分析

（注） 提出された意見（105件）について、その内容を踏まえて、分割を事務局において行い、計136事項として整理。

### 提出者別（105件）

・ 士業関係	12件
・ 事業者等の団体	13件
・ 事業者等（法人）	5件
・ 個人	28件
・ 非公表	47件

### 事業段階別（136事項）

事業開始時の手続	11事項（事業の開始時に必要な手続等）
事業継続時の手続	118事項（事業において必要であればその都度行う手続等）
事業拡大時の手続	7事項（一度行った手続の内容を拡大・変更する手続等）
事業終了・承継時の手続	0事項（事業の終了又は承継時に必要な手続等）

### 負担感の類型別（136事項）

負担感の類型	事項数	ページ数
①提出書類の作成等の負担が大きい（社内の事務作業（書類収集作業含む）や社外専門家への支払等）	33	4
②同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる（例えば、自治体毎、地方部局毎等）	14	12
③審査・判断基準が分かりにくい	3	15
④同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる	4	16
⑤要求根拠が不明の資料の提出を求められる	3	17
⑥同様の書類（情報）を、複数の組織・部署・窓口に出さなければならない	22	18
⑦手続のオンライン化が全部又は一部されていない（添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等）	22	22
⑧手続のオンライン化はされているが使いにくい（紙で提出した方が手続が早く完了する等）	6	26
⑨手続に要する期間（処理期間）が長い	5	28
⑩申請を受理してもらえない	1	29
⑪申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない	2	30
⑫手続に関連する情報が入手しにくい	6	31
⑬手数料や保険料、税等の負担が大きい	5	32
⑭規制・制度により事業の機会を失っているもの	5	33
⑮書類の保管等の負担が大きい	0	-
⑯コスト削減の取組全般に関する意見等	3	35
⑰窓口の開設時間が短い	2	36
合計	136	

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
1	建設業変更届と労働保険について	建設業の許可申請並びに変更届は提出内容によって細かく書式が決められており、建設業の機械据付業に登録している弊社としては、大変苦勞しています。 建設業として認可を受けているため、元請、下請に公共工事が民間工事かの区別をして工事履歴書を作成する必要がありますが、元請工事は売上の7割まで列举せよと行政指導がありました。数万円の修理でも元請に変わりはなく、売上件数は元請、下請含め2500件のデータについて、弊社は以前では500万円を基準に作成していましたが、今後は受け付けられないとのことでした。認可基準が500万円以上の工事を請け負ったものについてのみの報告で十分ではありませんか。	②事業継続時の手続	非公表
2	特許行政手続における料金の減免申請の簡素化	中小企業や個人向けの料金の減免制度は、その制度説明を分かりやすくし、適用基準の緩和、申請に必要な書面の簡素化を図り、より利用し易くして頂きたい。	②事業継続時の手続	日本弁理士会
3	審査と審判における拒絶理由通知への応答期間延長の統一化	特許法条約(PLT)加入に伴う特許法の改正(平成28年4月施行)により、審査における拒絶理由通知への応答期間延長は、国内居住者には例えば2ヶ月が認められるうえ延長理由も不要である。これに対し、審判でのそれは従前と同様に一定の条件下で1ヶ月であり、この延長期間では足りないときには再延長手続が必要となる。手続者からすれば、審査も審判も拒絶理由通知への応答は同列であり、応答期間や延長理由の扱いが異なるのは混乱を招くおそれがあることから、手続の簡素化の観点から、特許庁の審査における拒絶理由通知への応答期間延長と審判における拒絶理由通知への応答期間延長を一致させて頂きたい。	②事業継続時の手続	日本弁理士会
4	発信主義の対象となる郵便物の拡大	行政庁へ提出する書類の到達の効力について、発信主義の適用を受けるためには、現状、日本郵便株式会社の「書留郵便や通常郵便」によるものが法令に規定されている場合が多いと思料される(例、特許法第19条)が、提出する手続書類の分量、営業所の遠近を考慮したとき、例えば「ゆうパック」や「書留付宅配便」等にも発信主義の適用を拡大すれば、利用者の利便性が向上すると考える。	②事業継続時の手続	日本弁理士会
5	国税の確定申告	法人税や所得税の適性な申告をしたいので、電話で問い合わせても、個別相談には応じてくれない。また、相続税の申告をしようと思い、税務署に行っても書き方を教えてくれない。書類はかなり煩雑で、税務職員自身が申告書をかけない人が多いのは非常に問題です。昔は、税務職員が申告書を親切に作ってくれました。	②事業継続時の手続	株式会社さくら

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
6	民間的感覚に欠けている	明日のごはんをどうするか! 常に考えながら仕事を進めている中小企業経営者にとって、役所の理念と組織構築の甘さに失望しています。先日、国民健康保険の手続きに行った際、上司らしき人が担当者の後ろにいて「私も近頃この部署にきたのでよくわからないんです」という発言を聞いて、組織が機能していないことを市民にもぶつけてくる常識のなさ、不安と負担を感じました。配布物は記入用紙などを見ても、記入箇所が多い。	②事業継続時の手続	個人
7	書類作成の重複と起業時の手続について	現在、医療機関で新規事業に従事し、来年2月頃に起業を予定している者です。現業での手続については、書類の記入項目名がわかりづらく、内容相違があったりしました。	①事業開始時の手続	個人
8	補助事業など書類手続きや業務の効率化による生産性の向上	【補助事業運営時】 ある程度は仕方ないにせよ、事業運営時に求められる書類が多く、煩雑であることから、事業の成果を出すことより、事業の運営(書類作成や管理)に捉われることがある。これらの書類の軽減や業務の軽減が図れば、結果事業の成果を生み出すことに、より注力できる。 具体的には市町村や県の担当者が国の監査に過敏になり、本来ならば理由づけがあれば不要な合見積の手配も、「それをとっておくことが、何か指摘されたときに楽だから」といった理由で、合見積の提出を求めたりするといったことである。	②事業継続時の手続	非公表
9	文書の保存期間	行政に提出した書類を、米国並みの期間、PDF化して保存して欲しい。ある申請をする為、30年前の申請書が必要と言われ、社内にはなく役所に相談したが、処分してないとの返答があった。しかし、その書類がなければ受理できないと言われ、結果、2年間塩漬け状態に。受理や許可を出した行政で記録はない、でも書式は必要というのは早急に改めて欲しい。	②事業継続時の手続	非公表
10	補助金等申請時の費用負担と手続きが煩雑なことについて	補助金等の申請時に、郵送でのみ受け付けるケースでは、書類作成の時間が膨大なものになり、その負担も大きいです。自分一人の零細企業なので、それらの負担は大きく、本来の業務に支障をきたします。それでも申請が採択されれば良いですが、不採択の場合、手続きにかかった費用は全て捨てたことと同じになるので、その損失は小さくありません。	②事業継続時の手続	エムエス・ソリューションズ株式会社

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
11	行政書士法の理解・運用が官民ともに不十分	①行政機関によっては、行政書士法で依頼を受けた行政書士に代理権が認められているにも関わらず、本人申請のみしか受け付けられないなど、法令を無視するような対応が散見される。行政書士機関自体が行政書士法を理解していないこともあり、説明に苦慮することも珍しくない。 ②不動産業者による農地転用届の提出、行政書士無登録である税理士による建設業許可申請(特に事業年度終了届)など、民間においても行政書士法を無視したサービスが散見される。 行政におけるコスト削減においても、行政書士は広く国民の利便に資する制度であり、さらなる行政書士法の厳格な運用を求める。また、その上で、本意見公募の趣旨からずれてしまうかもしれないが、行政書士試験制度をより実務に則した難易度、試験範囲への改正を求める。	②事業継続時の手続	行政書士法人エベレスト
12	厚生労働省の建設労働者確保育成助成金について	建設労働者確保育成助成金(技能実習コース・経費助成賞金助成)について、平成27年度から導入された計画書提出は問題ないのですが、その後の計画書の変更届が厳格過ぎて、企業にとって負担に感じています。3日間の訓練で最後の日程が2、3日延期する場合(申込者多数など登録教習機関の都合により)も変更届を出さないと経費助成が全額不支給になることは、会社と行政の審査にとっても負担になっていると感じますので、訓練期間の都合により訓練期間の変更になった場合は除くと規定していただきたいです。	③事業拡大時の手続	個人
13	開業手続きについて	開業したばかりなので、開業手続きの際に感じた意見を述べさせていただきます。改善していただきたいと感じたことは、 ・書類が多く、かつ内容が重複している。 ・同じ内容を書くケースが非常に多い。	①事業開始時の手続	非公表
14	現場に即した改善を	行政関連に提出する書類全般に言えることだが、A4片面印刷にこだわるのは経費の上でも大きな無駄だと考える。 補助金などの公募と締め切りのタイミングが重なることが多く、作成者、支援機関、審査機関それぞれに大きな負担が起きていると考える。そのせいで補助金が有効に使えないケースも。 印刷ミスによる文字切れなどに関してのやり直しが厳しすぎる。ギリギリ見える範囲であればそのままで良しとするなど柔軟な対応こそ経費削減につながる。厳密に審査する必要があるのは分かるが、提出を要する書類の量が何に関しても多すぎる。また書式も複雑なものが多く、作成の手間、提出の手間が多い。その割に説明書は簡略化されており、いちいち問い合わせないと分からない部分が多い。 企業の活性化のための補助金において、収益納付は矛盾した考え方だと思う。例として、試作したものをある一定の価格で販売した場合の消費者の反応を見るなどの試験販売が全くてできないでは、補助金の目的からずれてしまうと思う。	②事業継続時の手続	個人

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
15	助成金等の申請手続きの煩雑さ	近年、ベンチャー育成のための助成金を多く設定していただいています。これはとても有り難いことですが、その申請手続きが、紙ベースであることがまだまだ多く、しかも、内容についても、細かい部分の精度を要求される場合が多いのが実態です。厳密な手続きという観点からは、それで仕方がないのかもしれませんが、人材が不足しているベンチャー企業にとっては、そうした申請文書を書く経験も不足しており、その作成にかなりの時間を取られるというのが実情です。民間のプログラムですと、まずプレゼンでコンセプトの可能性を図り、そこで選ばれた会社について諸手続きを行っていく感じになっています。そうしていただくと、もっと助成金の申請がしやすくなる(一ベンチャーの育成につながる)と思います。	②事業継続時の手続	個人
16	電気製品 PSEマークについて	中国製防犯カメラの輸入販売を個人で計画しているが、日本で販売するにはACアダプターに電気用品安全法に従いPSEマークが必要な事が判った。しかし中国からPSEマーク付きの製品を輸入したとしても輸入者にはそれを担保する為、製造工場の品質保証&日本で60~70万円かかる製品検査をしなければならない責任がある。結果としてコスト負担がかかり中小企業には対応できない事になる。	②事業継続時の手続	個人
17	訪問看護における駐車許可証申請	管轄の警察署により、提出書類が異なり、対応される方によっても、言われる内容が異なり、その都度確認が必要である。緊急で訪問が始まる事もあるが、医師とは駐車許可証の取得方法が異なるので、煩雑である。もちろん、ある程度の規制は必要かとは思われますが、医師の車の様に、車1台につき、駐車許可証を取得できれば良いとも思います。契約した利用者さん1件1件を申請するため、また期限も半年であるため、事務作業が大変です。	②事業継続時の手続	個人
18	主力金融機関担当者が活用を嫌がっている。謝金が妥当でない	ミラサポの利用をお願いしても、主力金融機関の担当者が嫌がっており、活用できない状況です。申請に関して、金融機関以外の方法があるのではないかと思っています。 支援の時間と金額が現実的ではありません。他の支援機関でも2時間で万5千円から3万円が一般的です。支援の効果を上げるため、2時間で3万円の謝金設定することをお勧めします。	②事業継続時の手続	個人

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
19	中古医療機器販売時のメーカー宛事前通知の合理化について	<p>【具体的内容】 医療機器のファイナンス・リース取引に限定して、リース会社がユーザーに現状有姿で当該医療機器を売却する場合には、製造販売業者宛の事前通知を不要とすること。</p> <p>【提案理由】 ・ファイナンス・リース取引は、ユーザー(使用者)とサプライヤーとの間で導入する設備を 選定し、当該設備をリース会社が当該ユーザーに対してリースする取引である。 ・ファイナンス・リース取引の開始以降、リース期間中におけるリース物件(医療機器)は、ユーザー(医療機関等)が、法令等を遵守して、善良な管理者の注意をもって業務のために使用し、また、ユーザー又はユーザーが指定するサプライヤーをもってリース物件が常時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行っている。また、ユーザーが、自己資金等で取得した場合とファイナンス・リース取引で導入した場合を比べても、医療機器を使用している期間中は、当該医療機器の安全性を確保するための保守・点検・整備の手続き等はまったく同一である。 ・これらの理由により、ファイナンス・リース取引の終了時の所有権の移転にのみ着目してリース会社に対し、製造販売業者宛の事前通知義務を課すことは極めて不合理であり、ユーザーに対して医療機器を現状有姿で譲渡する場合の通知義務を撤廃すべきである。</p>	②事業継続時の手続	公益社団法人リース事業協会
20	補助金制度の改善について(運用等)	<p>【具体的内容】 補助金事業について、振込受付書の提出義務の免除及び書類の簡素化に関する改善を行うこと。</p> <p>【提案理由】 ・補助金事業において、設備代金の支払いが確認できる「証憑」(振込金受取書等:写し可)が求められるが、リース会社においては、年間数十万円の支払いを行っており、個別の振込ではなくデータ転送による総合振込が基本形態となっている。個別の振込は監査やコンプライアンス上の観点より回避したい方法である。また、総合振込の振込受付書は会計監査の必要書類であり、補助金実施団体等に提出することができず、写してあっても、個人情報取扱の観点からも取扱には制限がある。 なお、個別の振込受付書の提出が困難な場合に、代替書類として金融機関の捺印がある「取引証明」が認められるケースもあるが、金融機関によっては「取引証明」を発行しない場合がある。 ・補助金事業によっては、大量の申請書類及び添付書類が必要となる場合がある(大型ファイル1冊分となる補助金事業もある)。特に、中小企業のユーザーにおいては、人的資源の制約から、補助金申請書類の作成に過度な負担が生じており、できる限りの書類の簡素化が求められる。</p>	②事業継続時の手続	公益社団法人リース事業協会

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
21	犯罪収益移転防止法の本人確認書類について	<p>【具体的内容】 犯罪収益移転防止法に基づく法人の本人確認書類として、顧客が取得した登記情報提供サービスによるデータを含めること。</p> <p>【提案理由】 ・法人の本人確認書類として、登記事項証明書または印鑑証明書の原本が必要となるが、これを用意するために、顧客の担当者が法務局に出向いて取得するか、オンライン申請により取得する必要があり、顧客に負担を強いている。電気通信回線による登記情報の提供に関する法律に基づく「登記情報提供サービス」を顧客が契約している場合に、当該顧客が取得した登記情報を本人確認書類として用いることができれば、上記の負担が軽減される。</p>	②事業継続時の手続	公益社団法人リース事業協会
22	化学品等の安全管理に関する手続	危険な機械等を設置・移転等する場合には30日前に計画の事前届出をするが、申請様式について、記載方法・記載内容の明確化を要望する。	②事業継続時の手続	非公表
23	電子証明書の発行手続きの簡素化	税金電子申告などにおいて、専用申請書を用い電子証明書発行申請を行う必要があるが、代表者変更時改印届の書式で電子証明書発行申請を兼ねる等、手続簡素化を要望する。	②事業継続時の手続	非公表
24	労災保険の給付請求手続	労災保険給付請求書(労災申請書)の書類入手について、一部の書類はWebよりPDFでダウンロードできるが、全書類を対象とすることを要望する。また、ダウンロードできる書式がPDFであるため、PC入力に適さない。PC入力でも書類作成できるように要望する。	②事業継続時の手続	非公表
25	従業員からの請求に基づく証明書類の発行	海外赴任者が市区町村へ提出する幼稚園・保育園の入園のために給与証明書の発行を求められる際、記載する給与額が「税込み」となっているが、「税抜き」で海外の給与を設定して赴任国で課税されている赴任者にとっては「税込み」の金額の計算は不可能(赴任国によって税率が違うので、赴任国の税金を加算しても国内勤務者とは違うものになる)。この点、市町村窓口対応含め改善を要望する。	②事業継続時の手続	非公表
26	従業員の労務管理に関する手続	労災保険第3種特別加入(海外赴任者)の手続で、個人名での申請が煩雑であり、海外赴任者が多数いる場合は書類作成に膨大な時間を要するため以下の改善を要望する。具体的には、書類作成を社内システム化を検討したものの、様式第34号の12は変更・新規加入・異動・脱退が1枚の書式になっており、それぞれ数名ずつしか書けないため別紙を添付している。また、別紙もエクセル形式のリストは利用不可能で、様式第34号の12に類似した労働局指定のフォーマットでなければ受け付けられない対応が困難である。たとえば、別紙が簡単なエクセル形式のリストで提出可能になれば企業側の工数が削減される。	②事業継続時の手続	非公表

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
27	分社化や合併に伴うグループ企業間 転籍時等のマイナンバー再取得の見 直し	転籍等事由を特定個人情報の提供制限の例外とすること要望する。転籍等におけるグループ企業間の事務重複を廃し、労働契約承継法によらない事業譲渡を提供制限の例外とすること要望する。内閣官房社会保障改革担当室管轄の行政手続における特定個人を識別するための番号利用に関する法律第19条、第20条について、転籍・出向等により異動が行われた場合、異動先企業が改めて本人確認(番号確認・身元確認)を行う必要があり、グループ企業間で通知カードの確認等の事務重複が発生する。また、労働契約承継法によらない事業譲渡による転籍を実施する場合、提供の制限例外に当たらず、大量の事務が発生する。	③事業拡大時の手続	非公表
28	下請事業者との取引に関する調査手 続	・前年からの設問の変更点を明示することを要望する(下請法調査事務局へ問い合わせをしたが対応されず)。変更点が把握できていると調査を効率良く進めることができるため。 ・対象取引の対象期間を年度にすることを要望する。 ・書面調査時のカバーレターの省略、【企業番号】の活用、変更点のみ記載とすることを要望する ・回答選択肢は最小限の分かりやすい表現とすることを要望する。 ・下請事業者一覧は【法人番号】を記入することを要望する。 ・回答票等のエクセルフォーマットの不具合の改善を要望する。	②事業継続時の手続	非公表
29	廃棄物処理に関する手続	廃棄物の事前協議に関する手続について事前協議申請書への捺印の省略を要望する。	②事業継続時の手続	非公表
30	薬局における処方せん疑義照会につ いて	現在、薬局において処方せんを受け付けた際、下記の内容については発行した医師に疑義照会が必要とされていますが、薬剤師の判断で変更できるようにしてほしい(すべて患者の希望や同意を得ての対応です)。変更後は医療機関に対し、情報提供は行うものとします。 1) 後発品銘柄指定処方せんを先発品に変更、2) 外用薬の規格の変更、3) 内用薬の規格の変更、4) 残薬の調整、5) 剤型の変更(成分、用量は同一とする) 薬物治療上、きわめて軽微な変更を行う場合、これらの問い合わせに費やす時間、時間は薬局、処方せん発行の医療機関、医師にとっても膨大なものになっています。また、発行した医師が不在の場合や、医療機関の診察時間外の場合には、照会ができず、患者に薬を渡せない事態になっています。	②事業継続時の手続	個人

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ①提出書類の作成等の負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払等)

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
31	資格取得の際の欠格事由の確認方 法の簡素化	資格取得の際、「登記されていないことの証明書」はもとより、市町村長が発行する「旧法による禁治産者又は心神耗弱を原因とする準禁治産者でないことの証明書」(以下「身分証明書」という。)を提出を求める事例が多数存在する。このことは、資格申請者にとって行政手続のコストを増大させるものである。次により見直しを検討されたい。 1. 国家試験合格等に基づき付与する資格 成年被後見人又は被保護人でないことについて自己申告に改め、「登記されていないことの証明書」身分証明書いずれの提出も不要とすべきである。 2. 改正法施行時点で未成年者だった者に付与する資格 改正法施行時点で未成年者だった者、すなわち昭和55年4月2日生まれ以降の者については、旧法により禁治産・準禁治産の宣告を受けていないことが明白であり、住民票の写し等の提出により生年月日が確認できる場合は、「身分証明書」の提出を不要とすべきである。	①事業開始時の手続	個人
32	農地所有者が故人の場合の農地の 賃貸借・購入手続きの簡素化	農地の賃貸借や売買を行う場合、農地所有者が数世代前の人物の場合、利権者が数十人となる場合もあり、全ての人に承認を得る手続きが非常に煩雑。また、利権者が誰なのか分からない場合もある。そのような農地の賃貸借や売買を行う場合、短期間で簡易的に手続きが出来るようにしてほしい。	②事業継続時の手続	非公表
33	優良産廃処理業者認定制度に関し て	産業廃棄物収集運搬業および処分業の通常の許可期間は5年間であるが、優良産廃処理業者の認定を受ければこれが7年間となり、事務手続きの軽減が謳われている。 しかし、優良認定を受けるにはインターネット上において一定の情報を公開し、更に一定の頻度で更新を行うことが条件となっており、さらに許可申請の際に本公開履歴の内容を全て申請書類に添付する必要がある。この添付書類の量について、許可期間である7年分の公開情報を書面として印刷すると通常の許可申請では考えられないほどの膨大な書類量となる(更新頻度に依るが、通常の許可申請書の2~20倍以上。自治体担当者談より、ダンボールに書類を詰め込んで申請しに来た業者もいたとのこと)。よって、通常の許可申請と比較して作成に時間を要し、さらに同書類を自治体側にて全てチェックすることは相当の負担を強いるため、2年間の許可延長の特例に対してメリットを感じられない。	②事業継続時の手続	非公表

3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

②同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
34	運輸支局毎に異なる自動車の封印の表記を全国統一表記にする。	現在の自動車登録の制度下では、ユーザーは使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等において、支局毎に定められた表示の封印(道路運送車両法施行規則第8条)をしなければならず、一部の手続を除いて、使用の本拠の位置が変更されるたびに、管轄の運輸支局まで自動車を持ち込んで封印する必要があり、多大な負担が生じる。このコストがユーザーに転嫁され、最終的にはユーザー負担増の一因となっており、封印制度を大幅に見直して緩和することが必要である。	②事業継続時の手続	国民利便・負担軽減推進協議会
35	補助事業など書類手続きや業務の効率化による生産性の向上	【補助事業公募・申請時】 1.申請時の書式フォーマットをエクセルに統一するだけで、レイアウトの手間が省け、作業効率があがる。 2.書式フォーマットを全国統一化はもちろん、一度エディトリアルデザイナーなどの手で、公募される電子データのレイアウトをしっかりと作成されることで、資料の読みやすさや作成のしやすさなどが劇的に変わると思う。 3.申請書同様に公募要項などの表記も全国でフォーマットを統一し、公募されている事業内容が分かり易く伝わる工夫をすることで、事業申請側の理解度も変わる。	②事業継続時の手続	非公表
36	入札資格の共通化	各市町村毎に入札資格が必要とされています。共通した入札資格にしてください(ジャンル別でもいい)、更新期間がくるまで、1度の手続きでこの自治体にも使える資格にしてください。	②事業継続時の手続	株式会社イントウリード
37	税金納付用紙	市民税、特別徴収で企業にて代行徴収となっています、用紙の統一を願いたい、各市町村でここまで違うかというくらいサイズが違う。全国統一すれば印刷コストも大幅に削減できると思われれます。また、ネットも全各市町村統一入力支払サイトがあれば便利ですが。 又、法人税、消費税、何で全て用紙の大きさが違うのか良く分からない。	②事業継続時の手続	(有)ファクトリーゼロ
38	医薬品医療機器等法に係る諸手続きの合理化について	【具体的内容】 都道府県ごとに異なる各種書式(医薬品医療機器等法第39条第1項の販売業許可の申請、同法第39条第6項の許可更新申請、同法第39条の3の販売業届出、法第40条の変更届出)・添付書類を統一化すること。 統一化できない場合は、一つの都道府県の様式に従って作成した各種書類について、他の都道府県がこれによる申請等を認めること。 【提案理由】 同一の法体系の中で、都道府県ごとに様式が異なることは極めて不合理であり、様式の統一化ができない場合であっても、一つの都道府県の様式に従って作成した各種書式であれば、当然に法令の要件を満たすものであり、他の都道府県がこれによる申請等を認めない合理的理由がない。	③事業拡大時の手続	公益社団法人リース事業協会

3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

②同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
39	入札制度について	【具体的内容】 (1)地方自治体の「競争入札参加資格申請」について、全国もしくは都道府県単位での一本化、申請書類及び添付書類の簡素化・統一化を図ること。 (2)国、独立行政法人、特殊法人の「競争入札参加資格要件」を統一化すること。 【提案理由】 (1)「競争入札参加資格審査申請」については、近時「電子申請」にて申請を受理している地方自治体が増えているものの、依然、紙による申請手続きを要求しているところが多い。申請添付書類も統一性がなく、中には申請書類の提出に際し細部まで(書類の綴じ方、使用ファイルの色、等)指定する地方自治体もある。また、参加資格申請の公示の仕方・時期も地方自治体により異なる。 (2)独立行政法人、特殊法人においては、個別の競争入札参加資格要件を設定している場合があり、その提出書類も法人毎に異なり、民間事業者に過度な事務負担が生じている。	②事業継続時の手続	公益社団法人リース事業協会
40	自動車税納付書式の統一化等について	【具体的内容】 各都道府県の自動車税納付書式の統一化を図ること。 【提案理由】 自動車登録時の自動車取得税・自動車税申告書の様式は統一化が進んだが、定期賦課に関する各都道府県の納付書の書式が統一されていない。納付方法も多岐にわたってきたが、書式の統一化により、大量の自動車税を所有するリース会社として、効率的な事務処理(所有自動車と自動車税納税の突合等)を行うことができ、納税期限の順守、事務負担を軽減することができる。	②事業継続時の手続	公益社団法人リース事業協会
41	戸籍謄本・住民票の取得方法の統一	相続手続きの事務負担軽減のため、戸籍謄本・住民票の取得方法を統一する。 【内容・理由】 ・銀行は、債務者の相続人が不明な場合、戸籍謄本・住民票により相続人調査を行うが、これらの取得方法が市町村により区々であるため、手続きが煩雑である。 ・申請書の様式や申請書に必要な印(営業店の担当者、支店長、本部長等)のレベルの印が必要か、添付書類(金銭消費貸借契約の写し、支店長の依頼状等)が統一できれば、相続手続きの事務負担軽減につながる。	②事業継続時の手続	一般社団法人全国地方銀行協会
42	施設の安全(消防等)に関する手続	消防法に基づく各自治体の火災予防条例(規則)に関する届出について、各自治体ごとに書式や記載事項が異なり、複数自治体に事業所を持つ企業に負担が大きいため、書式・記載事項の統一を要望する。	③事業拡大時の手続	非公表

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ②同じ手続について、組織・部署毎に申請様式・書式等が異なる(例えば、自治体毎、地方部局毎等)

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
43	国税納付手続きの簡素化	法人税、消費税の申告書作成の負担が大きい(特に法人税)。例えば、同じ代表者変更の届出であっても、自治体によって申請様式・書式が異なる。一つの変更などの事象について、それぞれの自治体に対して申請が必要で手続きが煩雑。端数処理などの取扱いにおいて、自治体に裁量があり、対応が煩雑。	②事業継続時の手続	非公表
44	市区町村で使用している社会保険関連の手続(保育園申請)	自治体・担当官によらず手続に関する必要書類・書式・項目・見解などを標準化し、統一することを要望する。これにより不要な確認や手続を抑制できる。	②事業継続時の手続	非公表
45	社会保険(雇用保険・年金関連)	自治体・担当官によらず手続に関する必要書類・書式・項目・見解を標準化し、統一することを要望する。これにより確認や手続を効率化することができる。また、各地域の年金事務所による手続ルールに差異があるため、統一することを要望する。	②事業継続時の手続	非公表
46	廃棄物処理に関する手続	産業廃棄物管理票交付等状況の報告に関する手続について、地方行政ごとに報告用フォーマットが異なるため、簡略化した形で統一することを要望する。	②事業継続時の手続	非公表
47	産業廃棄物収集運搬業許可申請の効率化について	産業廃棄物収集運搬業の許可申請において、自治体によって提出を求められる書類および提出様式が異なるため、事務手続きにおいて非効率である(各ホームページ公開の様式・手引きは説明が不十分、様式の更新履歴が残されていない等のケースがあり、都度確認を要する)。したがって、許可申請様式の統一化を求めたい。さらに、事務手続きの改善手段の一つとして、収集運搬業許可を全国運用化してはどうか。収集運搬業の許可申請は原則として書類審査のみで許可が下りており、複数の自治体が同様の審査をそれぞれ行う必要性は薄い。事前に事業範囲を申請する等の措置は必要と思われるが、一つの自治体による許可で全国運用することができれば事務手続きの簡略化が期待できる。	②事業継続時の手続	非公表

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ③審査・判断基準が分かりにくい

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
48	電気用品安全法の整理	電気用品安全法が適用される電気用品の区分が、「その使用形態によって分けられるもの」「その構成要素によって分けられるもの」とが混在しているリストとなっており、市場に出てくる新種の商品について違いがないのが現状だと思われます。製品を作る毎に、この製品が電安全のどの部分に該当するのか?との間に答えを出すのに結構手間がかかります。守るべき技術基準(省令別表8)が大変複雑な構造を持つ文章になってしまっているために、必要な事項の見落としがあるのではないかと不安に感じながら、何度も省令を見直す作業があります。この辺りの課題の整理と、マーケットに進化にあわせて将来出てくる製品も網羅できるような汎用性の高い法律と技術基準に作り替えて言って頂けると助かります。	②事業継続時の手続	非公表
49	私立学校助成金(一般補助金)について	私立高等学校に対する私学助成は法律及び関係役所のご理解と手厚い予算措置により年々増額されてきました。問題はその使途です。県内の私学を見ると、人件費を県職員並みにして生徒に還元している私学と人件費に大半を充当している高校もあります。私学助成は公的資金の投入であり返済不要の補助金です。自分が思うのは、使途、特に人件費に充当する場合は規制・基準が必要だと思うのです。減額も必要ではないでしょうか。また、生徒に対する還元など公私の格差を具体的に見えるよう数値化したり、補助金を決める第三者機関を設置して公表したり、官公庁のように人件費や執行予算の状況をホームページで公開する私学に補助金を手厚く配分するなど、規制緩和の措置も必要ではないでしょうか。	②事業継続時の手続	個人
50	補助金制度の改善について(運用等)	【具体的内容】 補助金事業について、補助金審査基準の明確化に関する改善を行うこと。 【提案理由】 近年、各種補助金の採択率が低下し、補助金の申請を行っても採択されないケースが増加している。一方で、補助金申請のために、ユーザー及びリース会社ともに、多大な労力とコストが生じている。補助金の審査基準の明確化または主要な採択基準が開示されることにより、申請に伴う多大な労力とコストが軽減される。	②事業継続時の手続	公益社団法人リース事業協会

3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

④同じ手続について、組織・部署・担当者毎により審査・判断基準が異なる

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
51	行政にこそ、AI導入を求む。	2-3年ごとに職場が変わるので、変わるたびに1から説明をするのは、非常にロスです。そもそも、引き継ぎがスムーズにいくような仕組みになっていません。書類の保管状況も「担当者」によって、異なり、何度も提出を要求された経験もあります。「担当者」によって、解釈の違いだったり、対応の違いだったり、このようなことがあっていいのでしょうか。 行政は、季節に応じて、ほぼ毎年同じ手続があります。ミスをしたリ、「担当者によって異なる対応」があるはずもない職場にもかかわらず、一向に改善されません。このような部署にこそ、優秀なAIをシステムとして導入するのはいかがでしょうか。マイナンバー制度が導入されているのですから、それに伴って必要な書類があれば、メールで通知を出し、メールで返送すれば、輸送費も切手代も、無駄な印刷代、紙代がかかりません。	②事業継続時の手続	個人
52	施設の安全(消防等)に関する手続	一貫した行政判断を要望する。誘導灯設置基準に則り、誘導灯を配置した際、担当官による判断の違いで是正工事が発生した。	③事業拡大時の手続	非公表
53	消防設備の届出や指導内容が、消防本部によって対応に差がある	弊社は、X県で小規模な建物や施設の消防用設備の工事や保守点検を業としています。消防法では消防設備の工事にあたり書類の提出が定められていますが、各地方の条例でも必要な書類もあり、客先の依頼により書類の作成を行い検査受検の準備を行うことがあります。同じ県内の消防本部によって添付書類や審査方法が大きく異なり、一部の消防では署内の審査に多くの日程がかかり、消防検査の日程が決まらず開店や操業の予定が間に合わないことが時々あり、客先からの信頼を失っています。	②事業継続時の手続	非公表
54	Z労働局 職業安定部 助成金センターに対する助成金申請業務	I. 助成金支給申請時、各々窓口担当者により従添される内容が異なることが非常に多い。提出書類の付け足し等、些末な事であれば甘受できるが、その範囲を超えている。 II. 会計監査 先日の助成金会計監査の際には(助成金対象従業員のみでなく)全従業員の履歴書原本提出を突如求められ、2週間経過した本日もなお返却がなされず、業務に支障をきたしている。また、当センターはH28.11に他事業所が提出した文書を紛失したことがあり、当社も同じ憂き目にあわないか真剣に心配している。	②事業継続時の手続	非公表

3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

⑤要求根拠が不明の資料の提出を求められる

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
55	特定求職困難者助成金	申請時の助成金センター窓口対応で、直接支給要件にかかわらないような書類の提出を求めてくる。	②事業継続時の手続	非公表
56	特定施設について種類及び能力毎の数変更届出書について	手続きの標準化を要望する。規定以外の書類提出を求められる。コンプレッサー設置に伴い、規定書類を提出する際、別途、根拠資料の提出が発生した。	②事業継続時の手続	非公表
57	消防設備の届出や指導内容が、消防本部によって対応に差がある	弊社は、X県で小規模な建物や施設の消防用設備の工事や保守点検を業としています。消防法では消防設備の工事にあたり書類の提出が定められていますが、各地方の条例でも必要な書類もあり、客先の依頼により書類の作成を行い検査受検の準備を行うことがあります。 消防設備の着工届出書について、消防法・同施行令また当該地域の火災予防条例等で添付書類が定められていますが、それ以上の書類の添付を求められ、添付しないと受け付けてもらえません。各設備でY市消防局の定める標準仕様書の添付、また自動火災報知設備では使用する機器の図面を添付しなければなりません。 最小限の書類で審査する効率の良い消防もありますが、極端に必要以上の書類の添付を指導し、消防署内の審査期間も予防係員全員の判子がないと決載できないとして、時間が非常にかかる効率が極めて悪い消防との差が大きいです。	②事業継続時の手続	非公表



### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ⑥同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出ししなければならない

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
58	行政庁間の証明書等の電子的交換による原本提出の簡素化	行政庁へ提出する公的な証明書や書類について、行政庁間で電子的に交換、照会が可能になれば、原本提出の手間やコストが低減され、関係者Aが公的証明書等取得して関係者Bに送付し確認を受けてから手続をする煩雑さも改善される。さらに、諸外国の行政庁との間においても、行政庁が発行する公的な証明書や書類を電子的に交換し、原本は例外的に提出を求めることにより、申請人の負担が軽減される。特許の分野における優先権証明書の諸外国間電子交換システム(DAS)が参考になるのではなからうか。	②事業継続時の手続	日本弁理士会
59	納税証明書の添付について	補助金の申請において、納税証明書の添付を求められることがあります。例えば、県に対して申請する場合には、国税や市町村民税の証明を求められることは理解できますが、県税についてまで提出の必要があることは改善の余地があると思います。なお、このような状況は、国、地方自治体間問わずに存在します。提出書類を提出先で紙媒体で取得する無駄を合理化することで、事業者はもちろん、行政においても効率化が図れると思います。	②事業継続時の手続	非公表
60	縦割り組織の簡素化	事務用機械器具の販売業をしております。毎年(又は隔年)入札指名願いのための書類を用意しておりますが、納税証明書(市税、県民税、法人税、消費税等)の添付がこの自治体でも必要です。地方自治体それぞれで受付を行うのも無駄ですし、そのたびに資料を作成するのも無駄です。また、納税しているかどうかは、税務署が分かっているはずなので、総務省が協力すればそんなチェックはシステム化できると思います。申告内容に不備があったり、脱税等を行った場合は、すべての機関に通知が行ったり、各地方自治体がぬかりなく各企業の情報を参照できるようにしておけば、企業が用意する事務用書類は限りなく少なく済むと考えます。	②事業継続時の手続	非公表
61	民間的感覚に欠けている	例えば、複数の手続をする場合には、一回の記入ですべてが完了する仕組みを作してほしい。	②事業継続時の手続	個人
62	書類作成の重複と起業時の手続について	同じ情報(基本情報)を何度も記入・申請しなければならなかったりしました。	①事業開始時の手続	個人

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ⑥同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出ししなければならない

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
63	建築確認申請における開発許可等の証明所添付について	建築確認申請において、開発許可を受けた団地等の場合、許可証の添付を求められます。新設の団地の場合、不動産業者も土地買主も判明しているため、準備は容易ですが、既存団地で土地所有者が何人も替わっている場合、許可証が所在不明になっていることが多く、その場合は行政窓口において許可証と検査済証の写しを受取り、建築確認窓口への提出をするのですが、その為に役所まで足を運ぶことになります。建築確認に限らず、行政への申請等の手続きにおいて、せめて庁舎内の部署同士の連絡や確認で解決できる事柄に関しては、行政内で処理して頂けるようにして頂きたいです。	②事業継続時の手続	個人
64	同じ(ような)書類を複数箇所に提出させるのを止めてください	法人の立ち上げ時および本店移転時に税務手続きについて国税県税市税に分けて提出させるのは手間ですので止めてください。しかも本店移転時は同じ国税なのに移転前と移転後それぞれに同じ書類を提出させる有様。ありえない。年金事務所も同様。移転先の事務所に提出しようとしたら受理を断られました。マイナンバーも記載はされますがあまり使っていない様子。行政側がもっと積極的に業務プロセスを変えないと国民は使わないと思います。	③事業拡大時の手続	非公表
65	重複する内容のアンケート	重複する調査内容のアンケートを立て続けに違う省庁から送られてきます。特に電気料の使用状況などのエネルギー関連で、例えば9月に経済産業省から送られてきたのに、10月に環境省から送られてくるなど、内容を見ても様式が違うだけで知りたい数値は一緒だったりします。大変申し訳ないと思いつつ、経産省には提出したが環境省には提出しなかったりと言うことがあります。こちらも大変手間のかかる作業ですので、内容をすり合わせて一括でアンケートを頂ければ、回答率も上がるのではないですか。	②事業継続時の手続	非公表
66	開業手続きについて	開業したばかりなので、開業手続きの際に感じた意見を述べさせていただきます。改善していただきたいと感じたことは、 ・紙ベースでの記入・提出の必要性が感じられない。 ・同じ内容が多い為、PCでの記入のほうが楽。	①事業開始時の手続	非公表
67	複数行政機関に跨がる手続	会社を興した後の開業届は、一箇所に提出したら、行政機関同士で連携して、申請者が何度も足を運ばないで済むようにして欲しい。例えば、県と市区町村に同じような開業届を提出するなどが、これに当たります。税務署関係の書類も似たような点があります。	①事業開始時の手続	個人
68	納税窓口の1本化	事業者の確定申告時の申告先が、税務署、都道府県、市町村の三か所にまたがっており、各所に同様の異なる申告書を提出しなければなりません。申告者全員が3か所に提出するよりも、一か所で受付して、その後三か所に分配する方が、考えるまでもなく、効率的です。	②事業継続時の手続	個人

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ⑥同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出す必要がある

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
69	発電機設置に関する届出	届出の効率化・窓口のワンストップ化を要望する。関係法令が異なるため複数の届出が必要であるが、殆ど同様の書類(図面)を其々の書式に記載し、下記窓口すべてに提出の必要があるため。 ・工事計画届出(国) ・河川法届出(県) ・工場立地法届出(市) ・土地区画形質変更等届出(市) ・発電設備設置届出(市) ・少量危険物貯蔵取扱届出(市) ・消防用設備等設置届出(市)	②事業継続時の手続	非公表
70	国税納付手続きの簡素化	会社分割に伴う各種届出などにおいて、申請後、審理中であるのか承認されたのか、進捗状況が分からない。事業所毎の自治体に設立届の提出が必要となるなど、作成の負担が大きい。同じ内容の届け出であっても自治体によって申請様式・書式が異なる。	②事業継続時の手続	非公表
71	労災保険の給付請求手続	労災保険にて療養給付請求する際、病院用と薬局用と同じ内容の書類を作成することを不要とするよう要望する。たとえば、病院の処方箋にて労災扱いである旨を付記し、病院用の労災請求書写しを病院から薬局に交付することで対応するなど。	②事業継続時の手続	非公表
72	事業開始時の労働・社会保険成立届のワンストップ対応	・事業開始時(創業時または事業所、支店等の設置時)は、必要な行政手続の情報が手元に十分でないことも多く、申請書類作成の負担が大きい。労働・社会保険に限らず、ワンストップで対応できるよう要望する。 ・同じ厚生労働省管轄の、労働保険(労災保険、雇用保険)、社会保険(健康保険、厚生年金)や労働基準法、労働安全衛生法関係の手続きのワンストップ対応を望む。行政管轄の違いにより困難であれば、少なくとも事業開始時等の関係手続の概要を一元化した手順書(ハンドブック)等の提供を要望する。	①事業開始時の手続	非公表
73	省エネ法に関連した届出	国と市に対して重複して提出しているが、行政手続を統一することを要望する。	②事業継続時の手続	非公表
74	地域に行政機関が複数存在するため同じ手続きが複数回必要	国、県、市町村及びそれら出先機関が地域に複数存在し、行政事務が重複している。例えば、補助金申請をする場合、同じ書類を事業実施主体・市・県・県振興局・農政局の5カ所に提出する必要があるため5部整理する必要があり手間がかかる。	②事業継続時の手続	非公表
75	複数市町村での認定農業者資格の手続きの簡素化について	認定農業者資格を複数の市町村に跨って取得する場合、それぞれの市町村で手続きをしなければならず、途中報告や認定の更新時等も複数回手続きが必要になる。市町村間で連携を取るなど、一度の手続きで済むようにしてほしい。	②事業継続時の手続	非公表

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ⑥同様の書類(情報)を、複数の組織・部署・窓口に出す必要がある

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
76	複数地域での農地所有適格法人の報告手続きの簡素化	複数の市町村に跨って農地を所有している法人は、農地所有適格法人の要件の確認や報告手続きを複数回行う必要がある。市町村間で連携を取るなどして一度の手続きで済むよう簡素化してほしい。	②事業継続時の手続	非公表
77	地方法人課税の申告・納付の手続き簡素化と本社での一括申告化	地方法人課税については、税目や課税標準が多様である上に、申告書類が多く、また、都道府県や市町村ごとに申告・納付を要することから、国内に広く事業展開している企業にとって、申告・納税に係る事務負担が大きい。このため、地方法人課税の申告・納付の手続きの簡素化を図るとともに、本社所在地で一括申告・納付を可能にすべきと考える。	②事業継続時の手続	公益社団法人関西経済連合会
78	ランプバスの申請・返却窓口の一本化	空港勤務者用ランプバスの手続きについて、空港によってはバス本体と保安用シールそれぞれについて異なる部署に申請しなくてはならない。手続きの簡素化のため、すべての空港において窓口の一本化をお願いしたい。 【理由・補足】 バス本体は制限区域に関すること、保安用シールは保安区域に関することと、それぞれの目的が異なるため、基づく規程が異なっている。ただし、空港によっては申請窓口を一本化しているところもあり、全国共通の手続きをお願いしたい。	②事業継続時の手続	航空連合
79	民間航空機および装備品の整備分野に適用される法律の航空法への一本化	民間航空機および装備品の整備分野に適用される法律については、現状、国土交通省管轄の航空法だけではなく、受託整備においては経済産業省管轄の航空機製造事業法の摘要も受ける必要があるため、航空法への一本化をお願いしたい。 【理由・補足】 2つの法律があるため、修理方法や設備をはじめとする各種の認可項目に重複が多く、二重の認可を受けざるを得ない状況が発生している。航空法の認定事業場においては航空機製造事業法を適用外とするなど、航空機修理事業者の負担軽減に向けた抜本的な見直しの検討をお願いしたい。	②事業継続時の手続	航空連合

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ⑦ 手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
80	特許権の存続期間延長登録手続のオンライン化と資料のデータ提出	例えば医薬の分野で行われている特許権の存続期間延長登録手続はオンラインでの提出を可能にして頂き、その際に提出に必要な添付資料は、例えば500頁と膨大になりやすいので、併せて電子データでの提出を可能にして頂きたい。	②事業継続時の手続	日本弁理士会
81	権利移転、表示変更申請のオンライン化とリアルタイム閲覧の実現	特許権等の登録原簿への手続は、不動産登記等の一般登記手続に類似の手順であって書面で行われており、手続の簡素化の観点から、オンライン手続を望む意見が多く寄せられている。特許権等の移転登録申請および登録原簿の表示変更申請のオンライン化と、登録事項のリアルタイム閲覧を実現して頂きたい。	②事業継続時の手続	日本弁理士会
82	特許行政手続におけるオンライン手続書類の拡大	オンライン出願手続で提出可能な手続書類は、「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」(いわゆる特例法)で規定されているが、手続の簡素化の観点から、オンライン手続可能な書類の拡大を望む意見が多く寄せられている。例えば、異議申立、無効審判、訂正審判、新規性喪失の例外証明書、料金軽減申請書、代理人受任届、代理人選任届その他がある。さらに、印鑑の必要な委任状や証明書等も電子データにしてオンラインでの提出が可能になれば、原本を提出する使用者側の負担が軽減される。	②事業継続時の手続	日本弁理士会
83	書類作成の重複と起業時の手続きについて	手書きが前提であったり、社判が都度必要であったりと、手続きの簡略化、オンライン化はぜひお願いしたいです。	①事業開始時の手続	個人
84	特別徴収 異動届を電子申告可能に	現在、住民税の特別徴収異動届は書面で提出しなければなりません。多くの中小企業はこの手続を税理士に依頼しています。税理士としては、届出書の作成後、電子申告で速やかに提出出来ることを望んでいます。書面提出ですと、作成(税理士)⇒提出(会社)と二度手間になります。	②事業継続時の手続	個人
85	補助金等申請時の費用負担と手続きが煩雑なことについて	補助金等の申請は、登記簿や印鑑証明は法務局からPDFで安価に取り寄せられるようにして、手続きも全てネットでできるようにして頂きたいです。	②事業継続時の手続	エムエス・ソリューションズ株式会社
86	特定求職困難者助成金	申請時の助成金センター窓口対応が悪い、遅い。具体的には以下の通り。 ・申請時、窓口でかなり待たされる。 ・申請時、担当者が誘導専門のようなことを行い、支給要件を満たさない方に誘導していく。 ・助成金センターの非常勤の社労士等の態度がでかい。 ・申請から受給までの期間が長すぎる。 電子申請にしたほうが良い。非常勤の社労士等は不要、人件費の無駄。	②事業継続時の手続	非公表
87	行政書士の仕事全般！全廃すべき！	行政書士の仕事全般は、全く不要！ネットにて本人確認後、フォーマットに記入する形式がなぜできないか？	②事業継続時の手続	非公表

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ⑦ 手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
88	e-Govの有効性	航空局へe-Govを使い申請書類などを提出しております。その中で許可証が返送されるものに関し、「切手を郵送してくれ」と言われます。ルールとして「許可証の原本を郵送する」となっていることは理解できます。しかしe-Govのようにマイナンバーカードを使っているものに関して原本の物理的郵送にどれほどの意味があるのでしょうか。提出書類の原本は電子申請で許可証の発行は紙媒体であり、切手の郵送だけを求められるのであれば電子申請を使わず、最初から申請書すべて郵送するのと何も変わりません。許可証の電子発行が不可である根拠は何でしょうか。	②事業継続時の手続	個人
89	各種証明書の発行及び取得について	様々な手続きをするにあたって個人、法人問わず印鑑証明、住民票などを取得しに法務局、市役所などに都度足を運ばないといけない。マイナンバーカード及び印鑑証明カードなどに電磁記録し役所に向くことなく、カードを提示することによってとか、ネットから出力できるようにならないか。	②事業継続時の手続	非公表
90	開業手続きについて	開業したばかりなので、開業手続きの際に感じた意見を述べさせていただきます。改善していただきたいと感じたことは、 ・届け出先を1つにまとめていただきたい。 一法務局や税務所など各所に行かなければならないので、1つに集約できるようにしていただきたい。	①事業開始時の手続	非公表
91	ハローワークの求人シートについて	ハローワークの求人(事業主の申し込み)について、高卒等も含まれますが、現在渡されるスキャナ読み取り型の厚紙に必要事項を記入して提出しています。ただ、入力内容がほぼ同じなのに毎回手書きなので、決まっているのならエクセルなどの書式をダウンロードして各自記入できるようにしてメール等で受け付けていただけるよう変更していただきたいです。もしくはネット上で記入できるようになると助かります。ただ、今後書式をダウンロードできるようになっても、今回の科研費申請のようにスキャナ読み込むための、1マスに一文字入力するお馬鹿な"ネ申エクセル"は勘弁していただきたいと思っております。	②事業継続時の手続	非公表
92	補助金制度の改善について(運用等)	【具体的内容】 補助金事業について、書類の電子化に関する改善を行うこと。 【提案理由】 一部の補助金事業では専用のWEBサイトにより各種報告等が電子化されており、補助金事業の実施団体及び補助金の交付者の事務が合理化されている。補助金事業において、各種報告等の電子化を促進することで、補助金事業の実施団体及び補助金の交付者の事務負担が合理化できる。	②事業継続時の手続	公益社団法人リース事業協会

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ⑦ 手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
93	郵送料の削減	特に年金事務所から、一年を通じて、多数の郵送物が届きますが、大半は不要、あるいはメールで十分、むしろメールの方が効率的に処理できると思います。メールだと100%届いている保証がないといったことを懸念されているとしたら、メールでレスのない人には、メールを再送すればいいと思いますし、その時に郵送するという方法もあります。特に年金事務所からの郵送物に削減すべきと感じますが、事業者、個人にかかわらず、年金事務所以外の他の行政機関の書類にも、ありますので、行政機関全般に対して、見直しすべきだと思います。	②事業継続時の手続	個人
94	市の体育施設の予約手続きなどがネットでできない	スポーツ少年団のテニスクラブで指導者をしておりますが、テニスコートの予約手続きがいまだに紙ベースで支払いも現金前払いです。近隣の市町村は予約手続きなどはネット上で行うことができるのに、オンライン化する予算がないことを理由に一向に導入する気配がありません。体育施設の予約システムは汎用的なものを作ればどの市町村でも安価で利用可能だと思います。	②事業継続時の手続	個人
95	施設の安全(消防等)に関する手続	手続の電子化を要望する。主に消防計画の作成について、内容に変更が生じた場合、現行法では内容を差し替え消防に提出という流れになっている。例えば分社化に伴う会社再編やオフィス移転に伴い、管理区域変更、防火管理者の変更等、頻繁に変更が生じるため、書類での提出が煩雑になっている。	③事業拡大時の手続	非公表
96	化学品等の安全管理に関する手続	危険な機械等を設置・移転等する場合には30日前に計画の事前届出をするが、申請様式について、届出の電子化を要望する。	②事業継続時の手続	非公表
97	国税納付手続きの簡素化	法人税の申告では、電子申告と紙による添付書類の提出が併存している(提出部数も多く、毎年段ボール3箱分の書類の提出を行っている)。また、規模のそれほど大きくない会社にとっては、電子申告と紙による申告で工数に差がない(電子申告の場合、内規の整備が必要となったり、電子署名の管理コストが生じる)。代表者や経理責任者の電子承認の付与に時間がかかる。	②事業継続時の手続	非公表
98	下請事業者との取引に関する調査手続	電子ファイルでの提出を可能とすること要望する。	②事業継続時の手続	非公表
99	パスポート申請について	偽装申請等を防ぐために必要な現行の申請フローは継続しながらも、申請書作成の電子化など、申請者の利便性向上を要望する。	②事業継続時の手続	非公表
100	医薬品医療機器総合機構の助言制度の受付	厚生労働省の管轄業務において、私ども機器メーカーが今後展開予定の医療機器について相談できる、医薬品医療機器総合機構(PMDA)への対面助言制度がある。この制度を活用しようとする場合、現状では、問合せ受付はFAXのみとなっている。FAXの場合、誤送信の可能性があるなど効率的でない。FAXではなく、電子メールによる総合受付が設定されていれば、相談の効率化が図れる、と想定される。	②事業継続時の手続	非公表

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ⑦ 手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
101	税務署・地公体他からの預貯金取引情報調査照会の電子化について	公的機関(以降「照会機関」と称す)から金融機関に対し財産に関する帳簿書類(取引履歴、印鑑票、本人確認書類、担保証明書等。以降「預貯金取引情報」と称す)の調査照会が依頼される(以降「預金調査」と称す)。ほとんどの照会機関は調査対象者が所在する地域に拠点を置く全金融機関に一律に書面による預金調査を依頼する。主な調査事項は口座の有無や残高等共通しているにも拘らず、独自様式の書面での依頼の為、金融機関では照会機関毎に仕分けし取り扱う必要がある。金融機関における処理件数は膨大でかつ 書面調査の為、手作業に頼らざるを得ないので相当な人員の投入となり負担が大きい。ついては、預金調査を書面から預貯金取引情報の電子データでのやり取りに変えることで、照会機関及び金融機関の管理負担や人員等の費用負担の大幅な低減が実現されるだけでなく、個人情報漏洩リスク等の対処となる。	②事業継続時の手続	非公表

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ⑧ 手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
102	Webブラウザによる特許庁への電子手続の実現	現行のインターネット出願ソフトは優れていて諸外国の評判もよいが、精緻過ぎるし、OSに依存するので、OSのバージョンアップ時の利用者側負担も大きい。国際事務局(WIPO)への電子手続(e-PCT)のように、Webブラウザによる電子手続であれば、OSに依存せず、使用者側の負担も軽減される。例えば料金の納付書、出願書類の閲覧といった容量の少ない一部の手続では実現可能ではないかと考える。	②事業継続時の手続	日本弁理士会
103	年末調整でのeLTAX使用について	最近では殆どの企業が給与計算ソフトを使い給与計算をし、年末調整のデータを作成しているものと思います。弊社の使用しているソリマチの給与計算ソフトでもeLTAXに給与支払い報告書のデータを取り込むことが出来ます。しかしながら、各市町村へのデータ送信は市町村の件数分行わなければならないと思います。これを一括で各市町村に送信するようにならないでしょうか。税務署や市町村がeLTAXを強く薦めていますが、今のままでは、手書きとほとんど変わりません。メリット感があまりないように思います。なんとか一括送信できるようにして、業務効率UPを図れるようにしていただけると助かります。	②事業継続時の手続	非公表
104	電子申請が推奨されているが電子証明料が高額過ぎて利用できない	社会保険関係の届出で、何回か電子申請を試みたが、使用させないのが目的かと思われるほど利用し辛い。	②事業継続時の手続	非公表
105	産業廃棄物の電子マニフェスト登録期限の見直しについて	【具体的内容】 電子マニフェストの登録期限は、「廃棄物の引渡しから3日以内」とされているが、3連休(土・日・祝日)の前日に産業廃棄物を排出した場合は、その翌日を登録期限とすること。 【提案理由】 廃棄物処理法において、排出事業者の電子マニフェストの登録期限は、「廃棄物の引渡しから3日以内」(廃棄物処理法第12条の5第2項、同規則第8条の31の3)とされている。「産業廃棄物の排出事業場が本社等から離れた場合は、速やかに電子マニフェストに登録できないこと」を想定して登録期限が「3日以内」とされているが、産業廃棄物の管理上、本社管理部門において、自社の排出事業場と収集運搬業者の双方に排出実行の確認をした後に、電子マニフェストの登録を行っているケースがあり、3連休(土・日・祝日)がある場合、その前日の産業廃棄物の排出時間によっては、登録遅延が発生する事態が生じ得る。	②事業継続時の手続	公益社団法人リース事業協会
106	電子申告システムにおける仕様の整合(e-TAXとeLTAX)	国税や地方税の申告・納税等のシステム(国税:e-Tax、地方税:eLTAX)において、双方で使用可能な文字が異なっている等、仕様の整合性が取れていない部分がある事から、システムの利用者にとって不便な面があったり、ソフトウェア開発者にとってはシステムによって仕様を変える必要がありコストがかかる、といった課題があります。国税:e-Taxと地方税:eLTAX間で、仕様の整合性を取って頂く事を希望致します。	②事業継続時の手続	非公表

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ⑧ 手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する等)

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
107	社会保険(雇用保険・年金関連)	電子申請手続を要請されているが、システムが複雑であり、工数がかかる。	②事業継続時の手続	非公表

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ⑨ 手続に要する期間(処理期間)が長い

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
108	個人番号カード交付の迅速化	現状、個人番号カードの交付にはかなりの日数を要しますので、交付を申請してから電子手続が可能になるまでの期間が長引き、e-Japan構想の下で、手続の簡素化の観点から改善が必要と思われる。電子証明書として使用できる個人番号カードが迅速に交付されないため、費用のかかる民間会社の電子証明書を使用せざるを得ない場合もある。	②事業継続時の手続	日本弁理士会
109	特定求職困難者助成金	申請時の助成金センター窓口対応で、申請から受給までの期間が長すぎる。	②事業継続時の手続	非公表
110	化学品等の安全管理に関する手続	危険な機械等を設置・移転等する場合には30日前に計画の事前届出をするが、申請様式について、手続の時間短縮を要望する。	②事業継続時の手続	非公表
111	社会保険(雇用保険・年金関連)	国民年金第3号をはずす処理が提出から完了まで2~3か月と長い。短縮を要望する。国民年金第3号手続は年金事務所にて行われるが、その処理に時間がかかる一方で国民年金第1号の支払いの督促連絡等が市区町村よりなされてしまうため、従業員からの第3号手続の進捗確認など工数が発生する。	②事業継続時の手続	非公表
112	APEC・ビジネス・トラベル・カード(ABTC)の申請	申請窓口の業務負荷が高いと思われる、国内審査に要する時間が長い。特に申請数が多いと思われる時期には3か月以上かかることもある。国内審査後に対象国の承認審査と続くため、申請書提出からABTCの受領まで7~8ヶ月近く要することも多い。このため、パスポートの更新後などはABTCを継続して使用できない期間が長く続くことになる。国内審査に要する期間(3か月)が国際取極であれば本調査の対象外であるが、そうでないとなれば、国内審査期間がその効果を減じていることの改善を要望する。	②事業継続時の手続	非公表

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ⑩ 申請を受理してもらえない

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
113	消防設備の届出や指導内容が、消防本部によって対応に差がある	弊社は、X県で小規模な建物や施設の消防用設備の工事や保守点検を業としています。消防法では消防設備の工事にあたり書類の提出が定められていますが、各地方の条例でも必要な書類もあり、客先の依頼により書類の作成を行い検査受検の準備を行うことがあります。 ①小規模スプリンクラー設備で、末端の枝管の配管径路の変更を相談に行ったところ、損失計算が変わるので着工届出書を取り下げ、改めて提出するように言われました。 ②小規模宿泊施設の消防法は都度改正され、施主や工事業者の負担が増えないような新技術の基準の採用が可能になってきています。無線式感知器で届出をしようとしたら、消防署より受信機のある従来型の自火報設備の設置を言われました。行政指導ということだったので、従わない旨を伝えると認められないと言われました。結果、無線式で設置することは任意設置の扱いとされ、着工設置の各届出を出すように指導されましたが、任意扱いとして検査済証を発行されませんでした。任意扱いならば届出を提出しないと伝えましたが、その場合は無届の設置に当たると言われました。担当者の資質もありますが、当該消防署で予防担当者の会議で取扱を決めて指導しているといっていますが、その会議の内容は公表されていません。 ③店舗の改修工事で、着工届を提出したら、提出前に事前協議が無かったとして、届出を受理してもらえませんでした。	②事業継続時の手続	非公表

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ⑪申請受理後の行政内部の進捗状況が分からない

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
114	キャリア形成促進助成金	キャリア形成促進助成金を請求後、電話連絡などで不備を指摘されますが、何次も審査があるらしく、同じことで連絡があったり、途中で止まっていたりして、請求後半年以上かかるケースがあります。途中で止まっている場合は、こちらから問い合わせしないと、次に進みません。何次もある審査を少し簡素化するか、支払日数を1~3ヶ月以内などコミットして、支払うようにした方が良いと思います。助成金は慎重な精査が必要だと思いますが、ただただやっていると、効率的に仕事ができせんし、決算が狂ってくる可能性があります。	②事業継続時の手続	個人
115	化学品等の安全管理に関する手続	危険な機械等を設置・移転等する場合には30日前に計画の事前届出をするが、申請様式について、進捗状況の開示を要望する。	②事業継続時の手続	非公表

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ⑫手続に関連する情報が入手にくい

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
116	書類作成の重複と起業時の手続きについて	起業準備時については、エリアや内容が複雑で、また手続き、認定の過程もわかりづらいため、有償の代理サービスに頼ろうかと思っております。民間のセミナーはたくさんあるのですが、もう少し情報提供の整理をいただくとありがたいです。	①事業開始時の手続	個人
117	問い合わせへのワンストップ化をお願いします。	先月、11月、経産省のEPAについてのHPの問い合わせを見てFAXをしましたが、10日たっても連絡が来ず、直接電話にてEPA担当部署に問い合わせたところ外務省に聞いてくださいとのことで困惑しております。問い合わせ内容は、EPA先への法人立ち上げと人材交流についてでした。	②事業継続時の手続	非公表
118	自動車税納付書式の統一化等について	【具体的内容】 各都道府県の自動車税納付につき、大量の自動車を所有する納税者に対し、データ提供(車体番号、使用者等)すること。 【提案理由】 自動車税の納付方法も多岐にわたってきたが、データ提供により、大量の自動車を所有するリース会社として、効率的な事務処理(所有自動車と自動車税納税の突合等)を行うことができ、納税期限の順守、事務負担を軽減することができ、使用者を的確に管理できる観点からもデータ提供が望まれる。	②事業継続時の手続	公益社団法人リース事業協会
119	e-Taxにおける税制改正対応計画の情報公開	税制改正があった場合、e-Tax電子申告システムにおける対応計画(対象となる帳票、対応内容、時期等)について、税制改正後に速やかに公開される事を希望致します。電子申告の普及におきましては、ソフトウェア開発ベンダーによる対応も必要不可欠であると考えますが、上記情報の不足により、開発計画が組みにくい状況となっております。	②事業継続時の手続	非公表
120	社会保険(雇用保険・年金関連)	新しい政令について、官報内容が年金事務所へタイムリーに届かないことを理由に、年金事務所から各事業所への通知(HP上への情報更新)がされず、給与処理に影響が出ることがあるため(子ども・子育て拠出金)、改善を要望する。	②事業継続時の手続	非公表
121	外国籍の日本査証手続	東京入国管理局の担当窓口への連絡がつながりにくく回答を得にくいいため、専門部署となる問合せ窓口の電話保留時間の短縮、FAXの併用などの改善を要望する。	②事業継続時の手続	非公表

3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

⑬手数料や保険料、税等の負担が大きい

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
122	建設業変更届と労働保険について	労働保険は企業の決算月に関係なく、国の事業年度での報告を義務付けています。また、当社で作った機器をお客様の所に据え付けているだけで、機械据付業とは認められず、同分類の建設業に分類され労働保険を算出されています。極めて理不尽です。現状製造業としての労働保険と建設業としての労働保険の2種類を負担していますが、当然製造業と建設業では保険料率が異なり、従業員は全て製造業で算出し、建設業部分は会社の持ち出しとなっています。	②事業継続時の手続	非公表
123	補助金等申請時の費用負担と手続きが煩雑なことについて	補助金等の申請時に、法人登記簿と印鑑証明の原本提出を求められ、その費用(合計1050円)と取得にかかる諸経費(人件費や法務局への交通費)が会社の大きな負担になっています。また、不採択だった場合は、申請に要した経費を返還して頂きたいです。	②事業継続時の手続	エムエス・ソリューションズ株式会社
124	児童医療給付金手続きについて	我が県では、児童の医療費無償化をうたい「福祉医療費受給者証」を発行している。無償と言っておきながら、実際には医療機関ごと500円の自己負担を求められている。例えば風邪をひき、A病院にかかり2000円、B薬局で1500円払ったとすると、A病院分の1500円とB薬局での1000円が後日還付されるという仕組み(500円未満の場合は給付無し)なのだが、子供が3人居れば3通の支払い通知書が送られ、それぞれが別々に振り込まれてくる始末です。医療機関窓口で「受給者証」と「保険証」で確認が取れれば、個人負担金500円を払うようにすれば、後日の別々に振り込まれる還付金の振込料、振込み通知書の送付等の無駄な経費が削減できるはずだ。	②事業継続時の手続	個人
125	電子申請が推奨されているが電子証明料が高額過ぎて利用できない	20人ほどの従業員規模の会社にとって年1万円近い電子証明料はコストに合わない。個人カードの使用を考えるべき。	②事業継続時の手続	非公表
126	法人税の均等割について	2007年NPOの資格を得、過疎地有償運送にてNPOの乗合タクシーという何処にもないもの走らせました。1,000円の入会金払って助けを求める住民が、人口3,000人の地域に9年過ぎて500人に増え、22,000人の利用者を輸送しました。年中無休の運行が3千日を超えています。しかし、補助金も助成金もないばかりか市も県も生活に困る人は放置しながら、大人片道1000円(高校生以下半額)の低額・定額料金で運行するNPOから法人税の均等割(県民税年に22,000円・市民税年に50,000円)を払わないから補助事業にしないと助ける者までを放置しています。労働組合で得た学習の知識を基にしたモデル事業であり、営利が目的でもなく、偉くなろうとする者でもありません。年金ぐらしが家族と共に人助けに頑張っています。路線バスやめろというのではなく、赤字で人助けする者から使い方の出来ない税金取ろうとするのをやめさせてくれませんか?お願いします。	②事業継続時の手続	特定非営利活動法人(NPO)アイタク太田

3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

⑭規制・制度により事業の機会を失っているもの

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
127	寝台バスを解禁し、国内長距離旅行を低価格で促進する	【提案】大型バス車両を用いた寝台バスを解禁する。 【理由】①所得格差拡大により、新幹線利用が難しい階層が増加。②低価格航空券は、必ずしも都合よく手に入りにくい。空港に行くこと自体面倒。③寝台バスなら、バスセンターや駅同士を直接結ぶし目的地に直接行ける。④交通費、ホテル代など旅費を節減でき、幅広く利用できる。⑤現行の夜行バスより、乗客の疲れが少なく、運賃も現行3列シート車並みに設定可能。 【私の意見】寝台バスが危険という理由で禁止されているのはおかしい。高速走行で補助席利用のほうがよほど危険性が高いはず。時速300Kmの新幹線でシートベルト着用を義務付けず、立ち席を容認しているほうが、よほど危険であり、寝台バスを禁止する現行法は、交通安全上の正当性がない。	②事業継続時の手続	個人
128	自治体議会陳情要件の緩和(他自治体住民による陳情の受理要望)	請願は、請願先の自治体在住以外の住民も請願が出来るが、要件として議員紹介が必要としている。しかし、当該自治体住民でない他自治体住民による、紹介議員としての当該自治体紹介議員の確保は、時間的にも、調整業務量も大変な事である。このため、進んだ自治体議会では、議員紹介がなくとも、請願の趣旨と同じ効果を与える陳情制度を設けている。恐らく、国が行政指導で陳情制度の設置を指導したものと思われる。しかし、この陳情にあたって、請願では認めている、当該自治体住民以外の住民による陳情を認めていない自治体が未だ、ある。法に決められていない陳情であるから、これは、憲法、地方自治法に違反しないが、折角の陳情制度を設けた意味が無いに等しい。何故、陳情を請願と違って、地元住民に絞るのか、理由を求めても当該議会事務局は、説明できないでいる。これは、事務業務量の増大、面倒くささからか、請願、陳情の受付を極力避け、請願・陳情を要望書に切り替えさせようとする自治体議会事務局が多いことから、それが具現化し現れたと考える。国は、合理的理由が無い限り、陳情の場合にあつては、地元住民以外の住民にも、陳情を認めるよう、行政指導をしてほしい。	②事業継続時の手続	北海道農家消費者連盟
129	介護職員初任者研修実施要項	研修事業の講師について、一人の講師が担当できる科目の数が6科目以内となり、一人の講師が受け持つ時間が少なくなり、少時間多人数の講師人数をそろえるのに、雇用の面において難しくなっている。また担当講師以外に補助講師(受講生13人以上24人以下の場合)1名を配置することになり、収支が赤字になるため、現実的には生徒人数を12人以下としている。	②事業継続時の手続	個人



### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ⑭規制・制度により事業の機会を失っているもの

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
130	社会保険労務士業との業際整理	社会保険労務士あるいは、社会保険労務士法人でない者でも、同一資本企業グループ(100%子会社)内に限り、第2条に掲げる事務を業として行えるよう要望する。社会保険関連業務は社会保険労務士法により、社会保険労務士あるいは社会保険労務士法人でない者は受託できない。そのため、給与計算処理と社会保険業務を同一のベンダーに委託すると、当該ベンダーが給与計算処理と一体不可分である社会保険業務を別の社会保険労務士・社会保険労務士法人に再委託せざるを得ない。	②事業継続時の手続	非公表
131	外国人創業活動促進事業における土業の業際撤廃要望	国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業において、会社を興す外国人の手続には次の手続を必要とする。 ①入管関係手続 ②会社定款認証、公証役場手続 ③会社法人登記手続 これらの手続に不案内な外国人は、①と②の手続には代理人として行政書士に依頼する。③の登記手続は司法書士専管業務となっており、①と②を受託した行政書士は、登記手続を行うことはできない。創業活動とは、①から③の一環して行うことを意味する。外国人が手続区分けして行政書士、司法書士に手続業務を委託するのは煩雑でありほとんど不可能である。また、それぞれに報酬を支払う費用負担も馬鹿にならない。そのため、国家戦略特別区域創業関連を一環した手続として、行政書士が会社法人登記相談、登記申請書の作成について可能とするよう司法書士法の一部開放を要望する。なお、登記代理を要望するものではない。登記相談、登記申請書の作成が司法書士法により規制されているので、この部分のみ国家戦略特別区域内において規制撤廃を要望するもの。	①事業開始時の手続	個人

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ⑯コスト削減の取組全般に関する意見等

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
132	現状維持	今のままで大丈夫です。	②事業継続時の手続	個人
133	規制・行政手続きに関する法律の整理整頓	規制・行政手続きに関係する法律が多いために煩雑となっているので、法律すべてに期限を設定して、旧来の法律は廃止または現状に合わせて変更しないと、ますます煩雑になり、人・コストが無駄になる。	②事業継続時の手続	個人
134	窓口事務局の空間縮小と効率化を	役所・法務局支局などよく利用するが、他にもどんな行政窓口に行っても例外なく、従業者の動き、空間配置が緩慢で非効率なことこの上なし。公共料金の支払いを例にとっても、コンビニなら無駄なく10秒で受付から領収まで完了するところを、5分は平気で掛かる。民間に比べて30倍以上の時間が掛かっている事になる。 まず、無駄に広い空間が効率を落としている。スペースを効率化し、空間を縮小するだけでいくらか効率が上がる。次に、効率化の意見箱を設置し、スタッフ自身に考えさせる。そういう制度を作って回すだけで、現場の雰囲気も改善し、効率も改善し、意欲も向上する。各種料金については、コンビニ払いを拡充し、クレジットカードや電子マネー決済に対応するなど、幅を広げるだけで未納を大幅に減らせるはずである。突き詰めれば、省人化、無人化できる部署も多数あるはず。	②事業継続時の手続	個人

### 3. 提出意見(事項別) (意見内容は事務局にて適宜要約)

#### ⑰窓口の開設時間が短い

No.	事項名	意見内容	事業段階	提出者
135	業務日時の拡大	各市区町村役所での手続き、税務署など個人が手続きをする為には平日のみしか対応していないのが、会社で働いている人間にとっては非常に負担です。仕事の都合上、今の業務時間帯では間にあいません。また安易に有給休暇を取れば言う事は無いのですが、そうでないケースがある為、手続きを行いたい、相談したいと思っても出来ない事が多々あります。希望は土日でも対応出来る様にしてほしいです。それが難しいのであれば、業務時間を22時位まで延長してほしいです。	②事業継続時の手続	個人
136	窓口対応の時間	転居、国民健康保険などを市役所などで手続きを必要となる場合、平日休みがとれなかつたりしたとき、休日の窓口対応で行なわれていないので、仕事を休まなければいけないことがあり支障があります。夜間の窓口対応を行なっているようですが、時間に間に合わない場合もあるので、緊急を要する場合困ることが多いと感じています。民間と同じような良いサービスが必要だと感じています。	②事業継続時の手続	個人